

平成 2 5 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 6 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 3 時 5 0 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成 2 5 年度市政執行方針演説
（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 1 5 6 号 赤平市税条例の
一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 5 7 号 赤平市手数料徴
収条例及び赤平市建築確認等申請
手数料徴収条例の一部改正につ
いて
- 日程第 8 議案第 1 5 8 号 赤平市廃棄物の
資源化・再利用の促進及び適正処
理に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 9 議案第 1 5 9 号 地域社会におけ
る共生の実現に向けて新たな障害
保健福祉施策を講ずるための関係
法律の整備に関する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 6 0 号 赤平市新型イン
フルエンザ等対策本部条例の制定
について
- 日程第 1 1 議案第 1 6 1 号 赤平市指定地域
密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地
域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例の
制定について

- 日程第 1 2 議案第 1 6 2 号 赤平市指定地域
密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 6 3 号 赤平市指定地域
密着型サービス事業者等の指定に
関する基準を定める条例の制定に
ついて
- 日程第 1 4 議案第 1 6 4 号 赤平市都市計画
下水道事業受益者負担金条例の一
部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 5 号 赤平市都市下水
路条例を廃止する条例の制定につ
いて
- 日程第 1 6 議案第 1 6 6 号 赤平市公共下水
道の構造の技術上の基準に関する
条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 7 号 赤平市水道布設
工事監督者の配置基準及び資格基
準並びに水道技術管理者の資格基
準に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 8 号 赤平市と滝川市
との間の石狩川流域下水道効果促
進事業（汚泥等受入施設建設事業）
に対する支援に関する事務の委託
について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 9 号 平成 2 4 年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第 2 0 議案第 1 7 0 号 平成 2 4 年度赤

平市国民健康保険特別会計補正予算

日程第 2 1 議案第 1 7 1 号 平成 2 4 年度赤平市霊園特別会計補正予算

日程第 2 2 議案第 1 7 2 号 平成 2 4 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第 2 3 議案第 1 7 3 号 平成 2 4 年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 4 議案第 1 7 4 号 平成 2 4 年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第 2 5 議案第 1 7 5 号 平成 2 4 年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第 2 6 議案第 1 7 6 号 平成 2 5 年度赤平市一般会計予算

日程第 2 7 議案第 1 7 7 号 平成 2 5 年度赤平市国民健康保険特別会計予算

日程第 2 8 議案第 1 7 8 号 平成 2 5 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 9 議案第 1 7 9 号 平成 2 5 年度赤平市土地造成事業特別会計予算

日程第 3 0 議案第 1 8 0 号 平成 2 5 年度赤平市下水道事業特別会計予算

日程第 3 1 議案第 1 8 1 号 平成 2 5 年度赤平市霊園特別会計予算

日程第 3 2 議案第 1 8 2 号 平成 2 5 年度赤平市用地取得特別会計予算

日程第 3 3 議案第 1 8 3 号 平成 2 5 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算

日程第 3 4 議案第 1 8 4 号 平成 2 5 年度赤平市介護保険特別会計予算

日程第 3 5 議案第 1 8 5 号 平成 2 5 年度赤平市水道事業会計予算

日程第 3 6 議案第 1 8 6 号 平成 2 5 年度赤平市病院事業会計予算

日程第 3 7 報告第 2 6 号 専決処分について

日程第 3 8 報告第 2 7 号 専決処分の報告について

日程第 3 9 報告第 2 8 号 平成 2 4 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

日程第 4 0 調査第 6 号 学校環境整備について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 市政の報告（市長・教育長）

日程第 5 平成 2 5 年度市政執行方針演説（市長・教育長）

日程第 6 議案第 1 5 6 号 赤平市税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 1 5 7 号 赤平市手数料徴収条例及び赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について

日程第 8 議案第 1 5 8 号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 1 5 9 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 1 6 0 号 赤平市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第 1 1 議案第 1 6 1 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	正予算
日程第12	議案第162号 赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	日程第23 議案第173号 平成24年度赤平市介護保険特別会計補正予算
日程第13	議案第163号 赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について	日程第24 議案第174号 平成24年度赤平市水道事業会計補正予算
日程第14	議案第164号 赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正について	日程第25 議案第175号 平成24年度赤平市病院事業会計補正予算
日程第15	議案第165号 赤平市都市下水道条例を廃止する条例の制定について	日程第26 議案第176号 平成25年度赤平市一般会計予算
日程第16	議案第166号 赤平市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定について	日程第27 議案第177号 平成25年度赤平市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第167号 赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	日程第28 議案第178号 平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第168号 赤平市と滝川市との間の石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について	日程第29 議案第179号 平成25年度赤平市土地造成事業特別会計予算
日程第19	議案第169号 平成24年度赤平市一般会計補正予算	日程第30 議案第180号 平成25年度赤平市下水道事業特別会計予算
日程第20	議案第170号 平成24年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算	日程第31 議案第181号 平成25年度赤平市霊園特別会計予算
日程第21	議案第171号 平成24年度赤平市霊園特別会計補正予算	日程第32 議案第182号 平成25年度赤平市用地取得特別会計予算
日程第22	議案第172号 平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補	日程第33 議案第183号 平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
		日程第34 議案第184号 平成25年度赤平市介護保険特別会計予算
		日程第35 議案第185号 平成25年度赤平市水道事業会計予算
		日程第36 議案第186号 平成25年度赤平市病院事業会計予算
		日程第37 報告第26号 専決処分の報告について
		日程第38 報告第27号 専決処分の報告について
		日程第39 報告第28号 平成24年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について
		日程第40 調査第6号 学校環境整備に

ついて

○出席議員	9名			
	2番	五十嵐	美知	君
	3番	植村	真美	君
	4番	竹村	恵一	君
	5番	若山	武信	君
	6番	向井	義擴	君
	7番	太田	常美	君
	8番	菊島	好孝	君
	9番	北市	勲	君
	10番	獅畑	輝明	君

○欠席議員 0名

○欠員 1名
1番

○説明員

市長	高尾	弘明	君
教育委員会委員長	山田	和裕	君
監査委員	小椋	克己	君
選挙管理委員会委員長	壽崎	光吉	君
農業委員会会長	野村	繁	君
副市長	浅水	忠男	君
総務課長	町田	秀一	君
企画財政課長	伊藤	寿雄	君
税務課長	栗山	滋之	君
市民生活課長	片山	敬康	君
社会福祉課長	永川	郁郎	君
介護健康推進課長	斉藤	幸英	君
商工労政観光課長	伊藤	嘉悦	君
農政課長	菊島	美時	君
建設課長	熊谷	敦	君
上下水道課長	横岡	孝一	君
会計管理者	保田	隆二	君
消防長	中村	高庸	君

市立赤平総合病院
事務長 實吉俊介君

教育委員会 教育長 多田豊君

” 学校教育課長 相原弘幸君

” 社会教育課長 吉村春義君

監査事務局長 下村信磁君

選挙管理委員会事務局長 井波雅彦君

農業委員会事務局長 菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長 大橋一君

” 総務議事担当主幹 野呂律子君

” 総務議事係長 伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成25年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、6番向井議員、9番北市議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの17日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は33件であります。

委員長から送付を受けた事件は1件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成24年第4回定例会以降平成25年3月5日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は初雪が記録的に遅かったものの、降り始めてからすぐに長期積雪となり、11月から12月にかけてはほぼ平年並みの降雪量、また年が明けてからは、1月初旬を除くと比較的落ちついた状況が続いております。一方、積雪は12月から1月にかけての低気温の影響により融雪が進まなかったことから、降雪量に比較し、多い状況にあります。また、除雪作業につきましては、出勤基準に達する降雪日数が多かったことから、出勤回数も24回となり、記録的な大雪であった昨年より2回多い出勤回数で、平年に比べ3割ほど多い状況となっております。2月末日現在の本市の降雪量は769センチメートル、積雪深は80センチメートルとなっており、平年と比較し、降雪量は170センチメートル少ないものの、積雪深は平年に比べ2割ほど多い状況のため、今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう、有効かつ効率的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、愛真ホームの火災について申し上げます。

1月27日午前3時15分ごろ、愛真ホーム1階事務室隣の介護員室の天井に設置しております換気扇より出火し、当直警備員と介護員の消火器による初期消火ですぐに鎮火し、幸い大事には至りませんでした。火災発生時に自動火災通報装置により消防等に通報が届き、現場に出動した消防署員によって出火箇所の点検等を行い、ほかに延焼のおそれ等がないことを確認し、入所者への混乱や影響を避けることができました。この換気扇につきましては、現在使用していないもので、設置から35年以上経過していたこ

とから、経年劣化によって出火したもので、直ちに同様の危険箇所が施設内にないか、専門業者に依頼し、点検を実施し、異常な箇所がないことを確認いたしました。また、このたびの火災を教訓として、全ての公共施設等において、二度とこのような火災が起きないように電気機器を含めた再点検を実施したところであり、今後においても日常的な点検等を強化し、再発防止に努めてまいります。

次に、赤平産業振興人財育成事業について申し上げます。市内の若手企業人で組織されております赤平産業振興人財育成事業実行委員会の事業として、1月24日、交流センターみらいにおいて、株式会社アオキ代表取締役の青木豊彦氏をお招きし、人を巻き込む力を身につけるためには何をテーマに講演会を実施いたしました。当日は、市内各企業を中心に約170名の皆さんが参加し、講師からは若い企業人への期待や自分の企業や地域に誇りを持つことの大切さなど、ご講演をいただいたところであります。なお、講演会の準備等に際しましては、当実行委員会が講師選定から集客、運営までをみずから企画し、多くの皆さんと共感する講演会を目指し、準備してきた取り組み成果はメンバー一同大きな自信につながったものと考えております。また、2月には産業振興人財育成事業の最後の事業となる先進企業視察研修を実施し、東京都を初め、名古屋市、福井市、小松市にある先進企業の訪問によって、生産管理や現場管理システムなど、それぞれが各企業に生かせる先進的な取り組みを学んでまいりました。この1年間産業振興人財育成事業に参加いただいた皆さんには、人的交流を継続し、研修の成果を地元企業内で大いに発揮していただくことを心から期待しております。

次に、交通安全について申し上げます。昨年の交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。北海道における平成24年の交通事故発生件数は1万4,973件、負傷者数1万8,046人といずれも前年より減少しましたが、交通事故死者数は200人となり、

2年連続の全国ワーストワンは回避したものの、62年ぶりに200人を割り込んだ前年と比較すると残念ながら10人の増加となったところであります。本市における平成24年の交通事故件数は22件で、前年より14件の増、負傷者数は22人で、前年より11人増加し、2名のとうとい命が失われました。このことから、改めて子供や高齢者の事故ゼロ、交通死亡事故抑止及び飲酒運転の撲滅に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全運動を推進しているところであります。今後も交通安全団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、火災予防歳末特別警戒について申し上げます。歳末を迎え、本格的な冬の到来から暖房機器等の火器の使用頻度が増すことから、より一層の火災予防体制の強化と火災の未然防止を図ることを目的に、昨年12月25日から31日にわたり火災予防歳末特別警戒を実施したところであります。期間中消防団におきましては、12月26日から30日までの5日間、延べ90名の消防団員を動員し、夜間警戒パトロール及び女性消防団員により市内の公衆の出入りする施設において防火広報、チラシ等の配布などを行い、市民に対し火災予防啓発を行ったところであります。

次に、消防出初め式について申し上げます。平成25年の無火災と地域住民の安全及び消防関係者の防火、防災への決意と士気高揚を図ることを目的に、新春恒例の赤平市消防出初め式を1月6日、総合体育館を会場に、消防職、団員、合わせて110名の参加のもと、市内外から多くの来賓を迎え、挙行いたしました。また、式典においては、長年にわたり消防団活動にご尽力された消防団員に対しまして北海道知事並びに北海道消防協会より表彰状等の伝達が行われ、その功績がたたえられたところであります。今後におきましても、より一層の火災予防の推進と消防技術の練磨に消防職、団員一致協力し、地域防災力を充実させ、災害の未然防止と被害の軽減に努

めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。まず、小中学校適正配置計画に伴う学校統合についてであります。昨年保護者や地域住民からご理解をいただきました茂尻、住友赤平、平岸の3小学校の統合については、昨年末、地域、学校、保護者の関係者から成る統合準備委員会を設置いたしました。現在円滑な統合に向けた児童交流の実施や教育課程の調整など、6つの部会で協議を行い、平成26年4月の統合に向け、具体的な取り組みを進めているところです。

次に、平成25年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制でありますけれども、小学校につきましては生徒数が417名となり、平成24年度と比較して18名の減となる見込みです。学級編制につきましては、住友赤平小学校で複式学級がふえ、また茂尻小学校でも新たに発生する見込みであることから、普通学級は全体で25学級となり、平成24年度と比較して2学級減となる見込みであります。中学校につきましては、生徒数が250名となり、平成24年度と比較して9名の増となる見込みです。学級編制では平成24年度と同数の9学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校では5校で児童数は17名の見込みであり、平成24年度と比較して3名の減となり、学級編制では昨年と同数の12学級となる見込みであります。中学校につきましては、2校で生徒数は7名の見込みであり、平成24年度と比較しますと生徒数は1名の増となり、学級編制でも1学級の増となり、4学級となる見込みで

あります。

次に、赤平幼稚園についてであります。入園希望者と合わせて3歳児28名、4歳児24名、5歳児38名の計90名となる見込みです。昨年度と比較しますと3歳児で16名の増、4歳児で10名の減、5歳児で9名の増となり、合わせて15名の増となる見込みであります。

次に、冬休み中に行われた児童生徒に対する補充的授業についてであります。本市における学力向上対策の一環として、夏休みに引き続き実施いたしました。夏休みには交流センターみらいに集まっておりましたが、今回は市内全小中学校ごとに実施することといたしました。これにより多くの子供たちの参加を促すことができるものであり、今後も各校での継続的な実施により学力の向上に努めてまいります。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。大阪の市立高校の運動部員が顧問の教師から体罰を受け、自殺した問題にかかわって道教委を通じ調査が行われましたけれども、本市の小中学校では1次報告についての該当はなかったところでございます。現在その後の2次報告に係る調査が行われておりますが、言うまでもなく体罰については学校教育法により禁止されているところですので、市教委としては調査結果のいかににかかわらず、その防止に万全を期するよう注意を喚起してまいります。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。赤平高校は募集停止になりましたが、進路については従前同様に中学校を通じてきめ細かな進路指導を行ったところであり、卒業生78名は主に近隣市の高校への志願の手続を完了したところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月13日、交流センターみらいで行われました平成25年赤平市新成人を祝う会ですが、93名の新成人が出席し、本年も静粛なうちに式典がとり行われました。

次に、赤平市PTA連合会と共催し、赤平市PTA連合会親学講座が2月13日に交流センターみらい

にて行われました。本年度新たな取り組みであり、学力向上のために保護者の果たす役割をテーマに、今年度2回目の開催であり、保護者、教員など51名が講座に参加し、学習いたしました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第34回青少年健全育成百人一首大会が1月19日、ふれあいホールで行われ、小中学生9チーム31名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、それぞれの優勝、準優勝した4チームが2月2日、三笠市で行われた第16回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加をしたところであります。

次に、小学生男女による第43回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月26日、総合体育館において行われました。男女12チーム101名の子供たちが対戦し、元気いっぱいプレーをしておりました。

次に、平成24年度赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、各団体より推薦をいただいた団体、個人に対して表彰することとしておりますが、24年度の表彰式は2月15日にとり行い、個人2名を表彰いたしました。

次に、東公民館関係でございますが、東公民館下期講座として無添加石けんとクリームの手づくり講座を2日間開設し、延べ14名が参加いたしました。また、市内の小中学生を対象とした第9回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月9日、東公民館で行われ、前回は90点以上も上回る279点の応募作品があり、各賞の表彰を行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月17日には総合体育館で第4回ニュースポーツ大会が行われ、シャッフルボードとテニボン競技に24名の参加がありました。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 平成25年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、

市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 I はじめに

平成25年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に関する私の所信を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本市は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、財政再生団体入りが危惧された時期もありましたが、残る課題とされていた病院事業会計につきましても、平成23年度決算において不良債務を全額解消したことによって、危機的財政状況を回避し、財政指標は健全段階を維持する結果となっております。

しかし、人口減少等による地方交付税などの歳入の減少が予想されることから、近年におけるこれまでの苦労を教訓として、時々の課題に対し迅速に対処してまいらなければなりません。

また、現在、国は「大胆な金融緩和」「積極的な財政出動」「成長戦略」を3本の矢と命名し、長引くデフレからの脱却と円高の是正を目標に掲げており、今後の経済の動向に注視してまいらなければなりません。

私自身、平成25年度は市長に就任してから11年目を迎え、任期4年間の折り返しの年でもあり、さらに、第5次赤平市総合計画の前期計画期間の最終年という節目の年でもあります。「まちづくりの主人公は市民である」「自らのまちは自らつくる」という姿勢を貫き、より市民との対話を重視しながら、小さなまちだからこそ、様々な変革に臨機応変に対応し、地域が抱える諸課題解決や持続可能な地域づくりを推進するため、全精力を傾注してまいります。

さて、現状における本市最大の課題は、人口減少対策であります。人口減少や少子高齢社会の進行は、経済規模の縮小や地域における活力の低下など、様々な課題を引き起こすことに繋がってまいります。引き続き、産業振興・少子化対策・住環境整備の3つの重点プロジェクトを中心とした施策を展開し、経済振興と安心して暮らせる社会づくりを目指して

まいります。

産業振興策につきましては、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に歩調を合わせ、平成24年度補正予算による繰越事業の早期執行と、本年度においても、国の「地域の元気臨時交付金」の活用等により、引き続き公共建設事業の確保に努めるほか、企業に対する助成や人材育成の支援を継続するなど、地元経済や雇用対策を講じてまいります。

また、赤平のまちの顔として、中心市街地の活性化に向け、空き店舗対策をはじめ、人の流れを見出す施策方法について、商工会議所や関係機関と連携を図りながら、具体的な協議を進めてまいります。

少子化対策につきましては、次代を担う子どもたちは地域の宝であるとの再認識のもと、我々大人の責務として、子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境づくりを進めてまいらなければなりません。平成24年度に引き続き、中学生以下の医療費の自己負担の無料化をはじめ、児童福祉施設や教育施設の環境改善に重点を置くほか、本年度は、子ども・子育て支援法等の公布に伴い、子育てに関わる地元の保護者のニーズ調査等を実施してまいります。

また、児童・生徒数の減少に伴い、小・中学校適正配置計画に基づく教育環境の充実を図ってまいらなければなりません。本年度は、茂尻・住友赤平・平岸の3小学校の平成26年度の学校統合に向け、茂尻小学校の大規模改修を含めた諸準備の作業を進めてまいります。

住環境整備につきましては、快適な暮らしを守るため、居住環境全般にわたる改善に努めてまいらなければなりません。公的住宅の計画的な建替えや長寿命化に向けた補修を実施するほか、あんしん住宅助成や宅地分譲による持家対策の促進を図るなど、定住と移住が可能となる施策を展開してまいります。

次に、安全・安心社会の実現に向けた取り組みについてであります。一昨年、東日本大震災等を機に安全・安心、そして防災・減災等に対するインフラ整備などの再構築が重要視されております。市立赤平総合病院の入院病棟、及び消防本部総合庁舎の

建て替えをはじめ、公園や道路、橋梁を含め、老朽化した公共施設の改修を実施してまいります。

一方、災害に対する日頃からの備えは、住民自身に考えていただく必要があり、防災訓練等を含め意識の高揚に努めてまいります。

以上、本年度における重点的な取り組みの一端を申し上げましたが、このほかにも、高齢者対策をはじめ多岐にわたる課題が山積しており、時代変化をしっかりと捉え、行政が持つ専門性を果たすと同時に、市民が主体性を持つべき力を発揮していただくため、それぞれの役割を持った活動を実践すると共に、双方が一緒になって話し合い理解を深め、知恵を出し合い行動することができる協働のまちづくりを推進してまいります。

以下、第5次赤平市総合計画の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進してまいります。

Ⅱ 主な施策

1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

本市は、予想を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、市民一人ひとりが健康で、安心して豊かに暮らせる環境づくりを進めていくには、生活の基本となる保健・医療・福祉・防災等の充実を図りながら、多様化する社会変化に対応し、思いやりの心を持って、共に支え合える地域社会づくりを目指してまいらなければなりません。

保健事業につきましては、誰もが健康で安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりが自ら健康づくりを実践することを基本に、地域ぐるみで「健康寿命」を延ばしていくための取り組みが重要であり、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策等の健康教室や講演会、健康相談を引き続き開催し、市民の健康増進を図ってまいります。

生活習慣病の予防につきましては、年齢が高くなるにつれ生活習慣病の発症率が高くなる傾向があり、若年層の時期から生活習慣が大きく影響するため、正しい食生活や運動習慣など、健全な生活習慣を身

につけていただくよう啓発活動を引き続き行うと共に、特定健診をはじめとした基本健診の受診や各種がん検診の機会を充実させ、早期発見、早期治療に繋げ、市民の健康づくりに努めてまいります。

また、感染症予防につきましては、正しい知識の普及啓発とヒブ、小児肺炎球菌ワクチン、並びに子宮頸がん予防ワクチンなどの接種費用の助成を継続し、感染予防に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、安心して子供を産み健やかに成長していくための環境整備として、引き続き妊婦健診や各種健康診査の費用負担の軽減、さらに、子育て家庭の不安や負担感を抑制するため、訪問や相談を実施するなど、引き続き子育てを支援してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が健やかで尊厳のある生活を続けていただくため、生活機能の維持・向上を図る介護予防サービスを提供していくと共に、介護が必要になっても、可能な限り在宅での生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めてまいります。

また、「あかびら・地域まるごと元気アッププログラム事業」を継続し、本事業のリーダー養成に努めると共に、運動の必要性を普及啓発しながら、元気な高齢者を育ててまいります。

地域医療につきましては、近年、公立病院改革プラン、並びに病院経営健全化計画に基づいて、市立病院の経営改善に努めた結果、平成23年度決算において、計画を上回る速さで不良債務を全額解消することができました。

病棟に関しては、築49年を経過し老朽化が著しいため、患者さんにご不便をお掛けしており、病棟建替え事業を進めるため、平成24年度からの基本設計に続き、本年度は実施設計を行い、早期完成を目指してまいります。

また、現在の診療科や救急医療体制を維持するため、引き続き医師や看護師等の医療技術者の確保に努め、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを推進してまいります。

さらに、透析医療につきましても、引き続き充実した医療体制を維持すると共に、外来、入院、在宅看護まで一貫した医療の提供体制の確保に努め、高齢社会に対応した医療・福祉・介護・保健との更なる連携を進めていくほか、医師派遣や救急医療における診療応援を含め、市内外の医療機関との連携と近隣自治体病院等との機能分担を含む広域的医療の強化を促進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、構造的な問題や被保険者の高齢化、被保険者の減少などが影響し、医療給付費は減少しているものの、国民健康保険税は減少傾向にあり、一般会計からの繰入金によって単年度収支の均衡を図っている状況であります。

今後も被保険者の方々が、必要な医療を安心して受けられるためにも、健全な財政運営に努めると共に、国民健康保険制度の抜本的な改革に向け、引き続き、国・道に対して必要に応じた要請を行うほか、市民の健康維持、並びに疾病予防対策として、特定健診や特定保健指導による受診率向上を目指してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域において、生きがいを持って安心した生活が送れるよう、地域の協力を得ながら、高齢者を支える体制づくりや公的サービスの活用により、安全・安心な暮らしを確保するよう努めてまいります。

また、本年度は、高齢者が比較的簡易に使用できるモバイル型の緊急通報システムを新たに導入し、高齢者の見守りの一助として活用してまいります。

障がい者福祉につきましては、昨年3月に策定した「第2次赤平市障害者基本計画」及び「第3期障害者福祉計画」に基づく施策の推進を図り、赤平市障害者自立支援協議会を中心に地域関係者と課題を共有すると共に、その課題を踏まえて、障がい者の相談支援体制を強化し、サービス基盤整備の推進に努めてまいります。

また、本年4月より障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となり、難病患者などが対象に加わり、障が

い者サービスの拡充が図られてまいります。

少子化対策につきましては、「赤平次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を基本として、各施策の取り組みを進めているところでありますが、次代を担う子どもたちの健康増進と健全育成を図ると共に、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、引き続き中学生以下の子どもに関わる医療費の全額助成を実施してまいります。

また、平成27年度から本格施行となる子ども・子育て支援法等の公布に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実が求められていることから、本年度は、子育て支援についてのニーズ調査を実施すると共に、本法律に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、子育てに関係する当事者等の意見を反映する「子ども・子育て会議」を設置し検討してまいります。

保育につきましては、経済不況や就労形態の変化により、共働きの家庭が増加し、保育所を利用する乳幼児数は、ほぼ横ばいで推移しております。低年齢児・一時・障がい児・延長保育を継続するほか、平成23年度から平成25年度で予定している修繕、並びに遊具等を重点的に整備し、保育環境の充実を図ってまいります。

また、少子化に伴い出生者数も減少しており、幼保一体化や認定こども園等について、引き続き検討してまいります。

子育て支援センターにつきましては、専門性を高めるため職員研修の充実を図り、今後も地域全体の育児支援に努めると共に、乳幼児期の発達相談・支援や障がい児に対する支援を強化してまいります。

児童館及び児童センターにつきましては、昼間保護者のいない家庭の児童などに対して、健全な遊びの提供や子どもたちの交流を図るなど、児童館が地域の子育ての場となるよう運営してまいります。

また、当該施設の老朽化が著しいため、学校の空き教室や学校統合により不要となる校舎等の活用を含め、引き続き効果的な活用方法を検討してまいり

ます。

母子寡婦福祉につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭等の就労支援を行うため、母子家庭等高等技能訓練促進事業、及び自立支援教育訓練給付事業によって、早期に自立した生活を実現できるよう支援してまいります。

地域防災につきましては、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、大規模な災害等に備えた防災体制づくりと備蓄品等の確保が重要となってまいります。

災害時における地域が果たす役割は大きく、本年度は、住友地区を対象に地震を想定した防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図ってまいります。

また、本年度も備蓄用食料や飲料水等を購入するほか、紙おむつや生理用品などの生活用品の購入、さらに、冬期における収容避難所での避難生活時の停電に備え、電源を要しない石油ストーブを購入するなど、防災体制の確立に努めてまいります。

消防・救急救助につきましては、複雑多様化する災害に対する迅速な対応が求められており、災害対応能力を備えた職員を養成すると共に、消防活動時における安全管理等に配慮できる幹部職員の養成を行い、消防体制の強化を図ってまいります。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 大変済みませんでした。

それでは、引き続き申し上げさせていただきます。

本市においては、高齢者比率が高いため、救急車で搬送される方が多く、また、救命処置の高度化が求められており、救急隊員の技術向上を図ると共に、専門的知識を習得し、救急体制の強化を図るほか、高規格救急自動車に積載しているAEDの更新やビデオ硬性挿管用喉頭鏡などを整備し、救命率の向上

に努めてまいります。

さらに、築50年以上を経過し老朽化の著しい消防庁舎を消防本部総合庁舎として建替えるため、平成24年度の基本設計に続き、本年度は、消防デジタル無線整備を含めた実施設計を行うなど、早期完成を目指してまいります。

消防団につきましては、「自らの地域は自ら守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、地域の安全・安心の確保に大きく貢献されておりますが、過疎化や少子高齢化、就労形態の変化などに伴い、消防団員が減少しており、市広報誌等を活用し、継続的に団員確保に努めてまいります。

また、消防団本部並びに赤平分団詰所については、消防本部総合庁舎の建替えの中で合築を進めてまいります。

消防の広域連携につきましては、平成23年度から滝川地区広域消防事務組合に対し、新たに、芦別市と赤平市の加入の可能性について、具体的な協議を進めておりますが、本市の将来を見据えた中で、本年度中に加入の是非について判断してまいります。

砂防対策につきましては、西豊里町並びに若木町地区の地すべり対策事業の推進について、引き続き道に対して要請してまいります。

治水対策につきましては、空知川河川整備計画に基づき、平成19年度から河川の氾濫を防ぐため、堤防を拡築する事業が進められておりますが、引き続き事業の促進について、国に要請してまいります。

消費者対策につきましては、消費者を取り巻く環境は、特に、悪質商法によって、年々巧妙な手口による被害が発生しており、消費者保護の観点から被害を未然に防止するため、赤平消費者協会が実施する「くらしの講座」をはじめとする様々な啓蒙啓発活動に対し支援してまいります。

交通安全対策につきましては、市民を交通災害から守るため、様々な運動を展開しておりますが、昨年2件の交通死亡事故が発生しており、新たな犠牲者を出さないためにも、特に交通弱者と言われる子どもや高齢者をはじめ、市民を事故から守るため、

今後も、交通関係団体並びに市民参加による全市的な交通安全運動を積極的に展開するほか、各町内会や関係機関と連携し、交通安全に対する意識の高揚と交通安全思想の徹底を図り、交通事故撲滅に向けた取り組みを進めてまいります。

2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

国は、緊急経済対策を推し進めるため、大胆な財政出動を講じ、日本経済の再生を果たそうとしております。

本市においては、国の緊急経済対策と歩調を合わせつつも、財政規律を維持する観点を併せ持って、平成24年度補正予算による繰越事業を含め、可能な限り公共建設事業を確保するなど、地域経済の振興に努めてまいります。

また、地域に存在する産業資源や技術力等を生かし発揮できるよう、様々な支援や取り組みを進めてまいります。

本市の地場産業を一層発展させるため、これまで蓄積されてきた地元企業の優れた技術力を生かし、「ものづくりのマチ」として広く発信していくため、新製品開発等に意欲的に取り組む企業を応援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度」を継続してまいります。

また、異業種間交流や企業間連携を強化するため、ビジネスサークル研究会の設立を前提に、若手職員を中心としたリーディングスタッフトレーニング等を実施する「企業人財育成プログラム」に対する支援を継続してまいります。

企業誘致につきましては、平成24年度から企業振興促進条例の改正により、助成率や助成額等の制度拡充を実施しており、平成23年度に実施した企業進出意向調査も参考としながら、企業訪問や優遇制度の情報を発信してまいります。

公共建設事業につきましては、安全・安心社会の実現に向けた公共施設整備が喫緊の課題とされており、市立赤平総合病院の病棟改築をはじめ、公的住宅や公園、道路、橋梁等を改修するほか、国の日本

経済再生に向けた緊急経済対策による「地域の元気臨時交付金」など、効果的な財源を最大限活用し、可能な限り公共建設事業の確保に努め、経済振興を図ってまいります。

食ブランド開発につきましては、市内飲食店による「がんがん鍋協議会」が設立されており、本協議会と連携を図りながら、各種イベントへの参加を含め、PR活動を実施し、さらに、高度クリーン米や農産品並びに加工品の生産向上、販路拡大に努めるほか、新たな食ブランドの開発を検討してまいります。

農業・商業・企業間の連携につきましては、三者が主体となって、商工会議所や農業協同組合、赤平市産業振興企業協議会と連携を図りながら、地元の食料品や生産品、製造品を一堂に集め、市民へ直接販売やPRを行い、赤平の魅力を再発見していただくため、「第4回赤平産業フェスティバル」を開催してまいります。

工業につきましては、事業拡大や技術開発などによって、経営安定化や雇用拡大を図るため、設備投資をされる企業に対し、企業振興促進条例や空知産炭地域総合発展基金の新産業創造等事業に基づき支援してまいります。

また、地元企業と相乗効果を図ることが可能な企業を誘致するため、道や中小企業基盤整備機構並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携を図り、戦略的な企業誘致活動を展開してまいります。

商業につきましては、赤平駅前広場の完成や大型店の進出により、中心市街地を取り巻く環境が大きく変化しており、店舗近代化促進事業による支援を継続すると共に、本年度は、事業者や商工会議所などの関係機関と連携を図りながら、如何にまちに人の流れを見出すか、空き店舗活用も含め協議してまいります。

また、市内の店舗数は減少傾向にあります。高齢者比率が高い本市に取りましては、より身近な場所にある店舗が市民の生活を支えている地域もあり、関係機関と連携し、地域密着型の商店づくりに努め

るほか、店舗近代化促進事業やスーパープレミアム商品券に対する助成を継続してまいります。

農業につきましては、日本がTPP（環太平洋パートナーシップ協定）に参加し、北海道の主要産品である米や小麦等が関税撤廃の例外として認められない場合は、米の生産を主流とする本市の農業生産の維持が困難となるため、道や農業団体等の関係機関と連携し、道民の合意がないままTPPへ参加しないよう、国に対して要請してまいります。

また、本市における農業者の高齢化が進み、耕作放棄地の増大や集落の共同活動の衰退が懸念されることから、中山間地域等直接支払事業により、耕作放棄地の防止や良好な農地を維持するよう努めるほか、農地・水保全管理事業による、農地・水・環境の保全並びに共同活動への支援、さらに、農業後継者に対する農業研修や農業技術を習得するための費用を助成する、農業後継者サポート事業の実施、地元米のPRなど、様々な支援を行ってまいります。

林業につきましては、生物の保全や地球温暖化など、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、適切な森林整備を図る観点から、森林整備地域活動支援交付金によって、森林所有者を支援してまいります。

また、未来につなぐ森づくり推進事業や森林環境保全整備事業、分収造林事業などを通じて、公益的機能や木材生産機能などを発揮するため、計画的な植林や保育等を行ってまいります。

観光につきましては、緑豊かな自然環境に恵まれたエルム高原施設を観光資源として最大限に活用するため、イベントの開催や趣向を凝らした企画事業などを実施しながら、市民の利便性の向上と集客効果を高めるため、施設の充実を図ってまいります。

また、本年度は、老朽化しつつある温泉施設並びにケビン村の大規模改修計画を策定し、さらに、世界的な彫刻家である流政之氏の寄贈された彫刻作品が5体設置されておりますが、本年度は3体の設置が予定されており、そのうち1体を市が購入し、家族旅行村の自然と芸術作品が調和した観光名所とし

てPRしてまいります。

地域資源の活用につきましては、食のほかに匠の技や炭鉱遺産など、市内の団体が懸命に工夫を凝らして活動されており、各事業がさらに推進されるよう関係機関と協議を重ねてまいります。

特に、炭鉱遺産活用に関しましては、団体による活動が活発化し、ガイドツアーやフットパス、学校の見学旅行の受け入れなどが実施されており、駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会との経過も踏まえ、ズリ山展望広場を含む周辺用地の利用拡大を可能とするため、基盤整備を実施してまいります。

イベントにつきましては、「らんフェスタ赤平」並びに「あかびら火まつり」は、関係機関のほかに市民ボランティアによる協力によって支えられ開催されております。これまでの伝統を継承しつつ、さらに、発展させるため、観光協会や関係団体と連携を図りながら、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めてまいります。

また、平成23年度に復活を遂げた市民花火大会につきましては、本年度も市から助成を行うほか、あかびら火まつり実行委員会が市民や企業からの募金を募り、前年を上回る4,000発の花火を目指してまいります。

季節労働者に関する対策につきましては、資格取得事業として、能力開発に対する支援を通じ、通年で雇用を促進するため、現在、滝川市に「滝川通年雇用協議会」が設置されておりますが、新たに、赤平市・芦別市・新十津川町・雨竜町が参加し、「滝川地区通年雇用協議会」を発足させ、季節労働者の通年雇用の促進を図ってまいります。

Ⅲ 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう
少子化の進行や社会構造の変化などにより、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増しております。特に、本市の児童・生徒数の減少は顕著であり、学校再編問題は避けられない課題となっております。

このため、平成23年度に策定された「赤平市小・中学校適正配置計画」に基づき、前期計画に定められている茂尻・住友赤平・平岸小学校の3校の平成

26年度統合に向けた具体的な作業を進めてまいります。

また、市民誰もが生きがいを持って充実した人生を送れるよう、生涯にわたって、学び続けることができる環境づくりや健康増進のためのスポーツ振興、並びに文化や歴史を継承するため、社会教育及び社会体育施設の充実と各種事業を展開してまいります。

幼稚園につきましては、平成23年度から平成25年度で予定している修繕、並びに遊具等の重点的整備を継続し、施設環境の充実に努めると共に、保育所や小学校などの関係機関と連携を図りながら、幼児教育を推進してまいります。

小・中学校につきましては、学習指導要領に基づく、知育・徳育・体育の調和の取れた教育に努めるほか、学力向上プランの実行や学校施設及び設備の充実に努めてまいります。

本年度は、国の緊急経済対策に連動し、平成24年度の繰越事業となる茂尻小学校大規模改修事業を実施し、学校統合に備えた環境整備を進めてまいります。さらに、特別支援教育支援員や学校統合が実施されるまでの間、複式学級解消に向けた臨時職員教諭等を配置してまいります。

赤平高校につきましては、道教育委員会の公立高等学校配置計画によって、平成25年度の募集停止が現実となり、平成26年度での閉校が決定しておりますが、現在通学されている生徒が卒業されるまでの間、引き続き充実した学校生活を送れるよう支援してまいります。

学校給食につきましては、食育と栄養バランスに配慮しつつ、設備等を更新するなど衛生管理を徹底し、子どもたちに喜ばれる安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

社会教育につきましては、交流センターみらいと東公民館を中心として、市民や各種団体活動の利用を促進するため、各種講座や講演等を開催するほか、本年度は東公民館の大規模改修を実施し、施設環境の充実に努めてまいります。

また、子どもたちの社会教育活動への参加、並び

に体育振興を図るため、市内の中学生以下の子どもたちについては、社会教育・体育施設の使用料の無料化を継続してまいります。

芸術・文化・歴史につきましては、住吉獅子舞や炭鉱遺産をはじめとする赤平の文化や歴史の継承方法について、関係機関と協議するほか、文化協会等の関係団体と連携を図りながら、芸術、文化に触れる機会の拡充に努めてまいります。

青少年教育につきましては、青少年健全育成事業やふるさと少年教室などの充実を図ると共に、子どもたちを非行や事件、事故などから未然に防止するため、地元警察署や地域などと連携してまいります。

図書館につきましては、図書館管理システムを効果的に活用するため、システムや各種事業のPRに努め、市民が利用しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、引き続き図書の充実を図るほか、子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりに努めてまいります。

社会体育につきましては、スポーツを通して、市民の健康増進や競技力の向上を図るため、各種スポーツ教室やレクリエーション行事などを実施してまいります。

また、本年度は、総合体育館のアリーナ改修をはじめ、各屋外スポーツ施設の整備を図り、安全で快適な施設づくりに努めてまいります。

4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

本市は、全国を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、社会変化と多様化する住民ニーズに対応するためには、生活の基本となる居住環境整備を計画的かつ着実に実施してまいらなければなりません。

また、一昨年の中日本大震災や昨年のトンネル事故等により、防災・減災等に対処するためのインフラ整備などの再構築が求められており、安全・安心社会の実現に向け、住宅や道路、橋りょう、公園等を計画的に整備してまいります。

公的住宅につきましては、「住宅マスタープラン」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、団

地の集約や戸数の縮減と建設コストの削減を図りながら、高齢者等に配慮した良好な住環境整備を進めてまいります。

茂尻第一団地の公営住宅建替につきましては、平成24年度の国の緊急経済対策による繰越事業によって、3号棟1棟8戸の早期の事業着手を行うほか、福栄地区の改良住宅建替事業については、平成26年度の9号棟建設に向けた実施設計、並びに本町団地6号アパートの除却を実施してまいります。

既設の公的住宅につきましては、入退去時の補修と老朽化した住宅等の安全性や緊急性に考慮した修繕を行い、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めてまいります。

また、住環境の改善や建物の延命化が図れる長寿命化改善事業として、本年度は、日の出団地1棟33戸の防水及び外壁改善、宮下東団地1棟24戸の外壁改善、新光東団地2棟12戸の屋根改善を実施するなど、今後も計画的な改修を進めてまいります。

民間住宅につきましては、居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、平成22年度より当面3か年事業として、住宅改修費等の費用を一部助成する「あんしん住宅助成事業」を実施してまいりましたが、これまでの事業経過を検証した結果、さらに、3か年延長してまいります。また、これまでの1回限りの助成要件を限度額まで複数回可能とする要件に緩和し、より利用しやすい制度へ改正してまいります。

移住定住促進事業につきましては、市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただく、「赤平おためし暮らし」は、春から秋にかけての利用率が高く、冬の利用についてもPRを行うなど、今後も引き続き実施してまいります。

また、北海道移住促進協議会を通じて、赤平や宅地分譲等の情報を盛り込んだパンフレットを道外へも配布しPRするなど、関係機関と連携を図りながら、移住へ向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、豊丘南団地の宅地分譲の推進を図ると共に、新たな宅地分譲地や分譲方法について、検討し

てまいります。

道路につきましては、緊急時や市民の日常生活にとって不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を担っております。

国道につきましては、赤平バイパスの全線開通により、交通の安全性や産業活動にも寄与しておりますが、引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地の間の4車線化について、国に対して要請するほか、近年、国道に関する維持管理予算が縮減傾向にあるため、適切な管理を行っていただくよう要請してまいります。

道道につきましては、現在、整備が進められている赤平滝川線の事業促進のほか、上流橋の老朽化が見られる赤平橋の架け換えなどについて、引き続き道に対して要請してまいります。

また、赤平滝川線の事業完了を見据え、市道豊通の道道昇格や緊急時の輸送路、地域経済振興の上で重要な広域幹線道路である（仮称）赤平滝川新十津川線の道道昇格についても、関係市町と連携を図りながら、引き続き要望してまいります。

市道につきましては、生活の安全性や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、本年度は、桜木山の手通改良舗装、並びに青葉通排水整備を継続するほか、曙南4号通、昭和5丁目仲通の改良舗装工事や翠光1条通、及び文京学園通の調査設計を実施してまいります。

また、既存道路についても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めてまいります。

さらに、橋りょうについては、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進するため、橋りょう長寿命化計画に基づき、平成26年度施工に向けた住吉橋ほか3橋の調査設計を実施してまいります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、公園施設長寿命化計画を基本に、安全・安心な子どもの遊び場の確保と高齢者社会への対応も踏まえた整備保全を推進してま

まいります。本年度は、昨年度に続く都市公園改修事業として、出雲公園ほか3公園を整備してまいります。

雪対策につきましては、近年、気象の変化により、全道的に積雪・降雪量が不安定な状況が続いておりますが、冬を安全で快適に過ごすため、冬期間の交通を確保することが重要であり、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの周知に努め、市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図ってまいります。

また、より効率的な除排雪作業を行うため、ロータリー除雪車を更新してまいります。

市有地につきましては、市にとって貴重な財産であり、「遊休公共施設等整備計画」の方針に基づき、課題整理を進めながら計画的かつ効果的に活用してまいります。

上水道につきましては、安全で安心な水道水を供給するため、企業債を活用しながら、老朽施設の更新を計画的に行い、併せて収入確保と費用節減に努め、経営の健全化を維持してまいります。

また、未収金対策としては、悪質な滞納者に対して、給水停止などの措置を執り、その回収に努めてまいります。さらに、平成26年度予算から適用となる地方公営企業基準の見直しに向けた対応に取り組んでまいります。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善、並びに浸水被害の軽減のため、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗世帯の解消に努めてまいります。

また、公共下水道区域外等における生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため、本年度から、個人が設置する合併処理浄化槽の工事費に対して、一部助成を行ってまいります。

環境衛生につきましては、ごみ分別の徹底や減量化等による地球環境へ配慮した取り組みが必要となっております。中・北空知廃棄物処理広域連合による可燃ごみ処理施設が平成25年度から稼働となり

ますので、広域連携を図りながら運営してまいります。

また、し尿処理に関しては、現在、各市町がそれぞれ処理している、し尿並びに浄化槽汚泥を広域的に処理するため、既に参加している石狩川流域下水道中部地区協議会において、下水道汚泥と共同処理できる施設整備を進め、平成27年4月の供用開始を目指してまいります。

5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

国は、地方分権、地域主権改革を進めており、基礎自治体が自主的かつ自立をもって、役割や責任を果たす行動によって、自治を推進していくことが重要となってまいります。こうした時代変化に対応し、地域密着型の市政運営を推進するには、市民と行政が対等な立場に立った、より一層本音の議論を交わすことが、協働のまちづくりに繋がってまいります。

情報共有につきましては、市民に対する行政からの情報を提供するだけでなく、市民の声を真摯に受け止め、まちづくりに反映することが、原点となってまいります。

春と秋の定期的な住民懇談会の開催によって、今年の予算の使い方や重点施策を説明することによって、一年間のまちの方向性を市民に理解いただく、さらに、市民のまちづくりへの思いや要望、意見交換等を行い、まちづくりへ反映してまいります。

また、個別懇談の場となる「こんばんは市長室」、団体懇談の場となる「市長がおじゃまします」、子どもがまちを知り、まちへの思いを語る「子どもまちづくり探検隊」を継続するなど、語り合える場づくりに努めてまいります。

さらに、本年4月からリニューアルされたホームページの運用開始を予定しており、これまで以上に見やすくなると同時に、随時更新作業に当たるほか、ブログを活用したタイムリーなまちの情報をお知らせするなど、市広報誌等を含め、より一層工夫を凝らしてまいります。

市民のまちづくり参加につきましては、まちづく

りに対するきっかけや意欲を高めていただくため、引き続き、まちづくり講演会を開催するほか、遊休公共施設等整備計画の方針に基づき、学校統合後における平岸小学校の活用方法について、地域との具体的な協議を進めてまいります。

また、平成24年度に実施した「あかびらまちづくりフォトコンテスト」の作品を効果的に活用し、まちのPRに努めてまいります。

地域資源の活用につきましては、赤平駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会からの提言書を基に、本年度は、ズリ山展望広場周辺の基盤整備を実施してまいります。引き続き市民と連携を図りながら、利用促進と利用方法の可能性について協議してまいります。

また、遊休公共施設等整備計画の方針に基づく課題整理を行い、資産の有効活用に努めてまいります。

コミュニティ活動につきましては、世帯数の減少や高齢化により、町内会活動に苦慮されている現状を踏まえ、「町内会等活動推進事業補助金」を継続し、地域コミュニティ活動を応援するほか、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」による助成を行ってまいります。

また、赤平市社会福祉協議会と町内会の代表者によって、市全体の連合町内会の必要性について協議が進められており、正式に本組織が設立された場合は、市として連携や協力を行ってまいります。

まちなか里親制度につきましては、身近な公共空間である道路や公園等を市民ボランティアによって美化活動を促進するため、PRなどを行いながら登録団体の増加に努めてまいります。

広域連携につきましては、中空知管内の人口減少が続く中、今後、様々な角度から広域連携の可能性について協議してまいらなければなりません。本年9月から中空知5市5町による戸籍事務の電算化の稼働開始を予定しているほか、滝川地区広域消防事務組合の加入について、引き続き協議し、本年度に加入の是非を判断してまいります。

行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の下、赤平市財政健全化計画をはじめ、各種改革プランに基づく行財政改革等を進め、平成23年度決算による病院事業会計の不良債務の全額解消によって、財政指標的には全ての課題をクリアしたことになります。このため、本年度より固定資産税の税率引き下げを実施してまいります。

しかし、本市は人口減少が続いており、今後も市税や地方交付税の減少が予想され、さらに、国の財源不足から、地方財政に対する影響も懸念されるため、限られた財源の中で、継続的に経済対策や地域活性化等を実施するにも限界があり、国や道などの効果的な財源を最大限活用し、効率かつ効果的な財政運営に努め、財政規律を維持してまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成25年度の市政執行に当たり、私の所信を申し上げたところでありますが、引き続き健全財政を維持するため、効率効果的な財政運営に努めてまいらなければなりませんし、同時に財政難を打破してきた地域力・市民力を糧として、それぞれの思いを結集し行動に移さなければなりません。

みんなで勇気をもって一步踏み出すことが、まちの元気・活力、魅力に繋がり、住み続けたい・住んでみたい赤平を実感し、人口減少の歯止めに繋がると思っています。

冒頭申し上げたとおり、本年度は第5次赤平市総合計画の前期計画終了の年となります。まずは、前期計画に基づく施策の成果を上げるため全力を尽くすと共に、改めて、本市における現状や課題を整理し、平成26年度以降5年間を見据えた中で、時代変化に対応した後期計画を策定してまいります。

総合計画が示す目標像「あふれる笑顔 未来を創造するまち」の実現に向け、私自身、全精力で臨んでまいりますので、議員各位、並びに市民の皆様の絶大なるご理解とご協力をお願い申し上げ、平成25年度の市政執行方針とさせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前11時35分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 1.はじめに

本市の教育推進につきまして、市議会並びに市民の皆さまから多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

現代を生きる子どもたちを取り巻く教育環境は、少子化の進行や地域とのつながりの希薄化など社会構造の変化、児童・生徒が巻き込まれる事件や事故が発生するなど、年々厳しさを増しており、取り組むべき課題は多岐にわたっております。

いじめの問題も依然として後を絶たず、それが原因とみられる自殺者、また子どもへの虐待、子どもが被害者、加害者となる痛ましい事件・事故が発生しております。

学習面においては、学力・学習状況調査における学力の低下が叫ばれ、道内ではその改善のため各種方策が進められました。

平成24年度の本市の教育は、平成23年度からの小学校に続き、中学校においても新学習指導要領の全面実施が行われ、基底教育課程をもとに各学校で順調な教育活動を行っているところです。

また、児童生徒数の減少に伴って策定した小中学校適正配置計画に基づき、前期計画における3小学校については、来年度の統合実施に向けた具体的な協議を開始しました。

また、社会教育関係団体では、少子化対策の一環として社会教育施設の無料化を実施し、新しい市民プールも順調に活用されているところです。

様々な教育課題を抱えての1年でありましたが、教育委員会といたしましては第5次赤平市総合計画を基本に、生きる力を育む生涯学習社会の実現をめざして、学校教育、社会教育の充実と発展のため各種の取り組みを進めてきたところであります。

ここに平成24年度の成果と反省に立ち、平成25年

度の教育行政執行方針を示させていただきます。

1. 子供たちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む学校教育の充実に努めます

学校教育のねらいは、子供たちに確かな学力をつけ、生涯にわたってたくましく生きる力を育むことにあります。基礎的、基本的な知識の定着はもとより、一人ひとりの特性に応じ、きめ細やかな指導を通して心身ともに調和のとれた豊かな人間性の育成に努めることが重要です。

そのため、学習指導要領が示す内容に沿って各学校では、知育・徳育・体育の調和のとれた教育の実践に努めなければなりません。

特に学習指導においては、わかる喜びを実感できる授業の創造に努めるとともに、絶えず指導方法の工夫、改善、充実にめざした取り組みを進めます。

また、全国学力・学習状況調査の結果分析による本市としての「学力向上プラン」の着実な実行に努めてまいります。

加えて、標準学力テストについても全校での実施により、個々の学習内容の定着状況を的確に把握した継続的な学習指導を行なうとともに、必要に応じた補足的な学習の実施により学力の向上を図ってまいります。

知識・技能の確実な定着には家庭学習の習慣化を欠かすことはできませんが、家庭での生活習慣に課題が見られ、そのことが学習面や心身の発達など様々なマイナス影響を及ぼしております。そのため、保護者との連携を強化し、保護者対象の講座の実施などで望ましい生活習慣の確立等、家庭の持つ教育力の向上に努めてまいります。

近年、子どもたちの体力の低下が叫ばれています。体力の向上に関する指導は、心身の健康の保持などと併せて体育の時間はもとより、特別活動を含む教育活動全般を通して子供たちの体力の向上に努めてまいります。

また、望ましい食生活の確立は健康の保持・体力向上のみならず、学力についても密接な関連があるとされておりことから、栄養教諭による食育の

指導に努めてまいります。

一人ひとりの個性をみがき、確かな社会性と自己実現をめざす生徒指導の充実は重要な課題であります。そのため、いじめの根絶はもとより不登校の解消、問題傾向を抱える児童・生徒の早期対応、問題発生時の機敏な対応など、教職員と児童・生徒の日常的な触れ合いや心の交流を大事にしながら信頼関係を確立し、積極的な生徒指導を通して対応してまいります。

特に、いじめについては未然防止と早期の対応に努め、いじめを受けている児童・生徒の苦痛をしっかりと受けとめることが大切です。全教職員がいじめは絶対許されることではないという共通認識のもと、日頃から児童生徒への観察、相談、指導体制を整えるとともに、日常的に好ましい学級づくりに心がけ、いじめ根絶をめざします。

また、学校教育における体罰については、学校教育法第11条において禁止されており、児童生徒への指導に当たっては、教職員一人ひとりが教育者として自覚を持ち、体罰の防止に万全を期するよう注意を喚起してまいります。

同時に、命を尊重し、思いやりの心を持ち、公共心や規範意識を育て、自立心や自律性を育む道徳教育の充実は極めて重要であります。道徳の時間を中心に教育活動全体を通じて豊かな心の育成に努めてまいります。

子どもたちが郷土を知ることは重要です。小学校社会科副読本の活用などにより赤平の文化や歴史を子どもたちへ継承してまいります。

また、効果的で豊かな学習ができるよう教育備品の整備・充実に計画的に進めるなど教育環境の向上に努めてまいります。

子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であります。保護者や地域の方々、関係機関との連携を密に登下校時の安全確保の体制づくりを進めます。

交通事故の防止につきましても日常の安全教育を徹底し、事故の防止に努めてまいります。併せて、安全な校舎環境の整備に引き続き努めるとともに、

火災や地震などに対応できる訓練を実施してまいります。

次に、教職員の資質向上についてであります。赤平の教育は地域とともに信頼される教育をめざして取り組んでいます。このため、教職員は地域の一員としての自覚を持つことが必要であります。同時に、子どもたちへの教育の成果は教職員の指導力に負うところが大きいことから、絶えず研修の重要性を認識し、専門性を高めるための研修の充実をめざし、教職への愛着と誇りをもった情熱あふれる教職員の育成、指導に努めてまいります。

特別支援教育について申し上げます。各学校ではコーディネーターの配置を含む校内組織の整備や個別の支援計画の策定などに取り組んできたところがあります。今年度も引き続き特別支援教育支援員の配置を行ない、一人ひとりの子どもの特性をみきわめ、特別支援教育の一層の充実をめざして取り組んでまいります。

幼稚園教育についてであります。幼児期は心身の発達が著しく、環境の影響を大きく受ける多感な時期であります。

本市の幼稚園は、広々とした環境の中で適切な教育が実施されておりますが、今後も3歳児教育、預かり保育の継続と昨年度に引き続き施設の修繕や備品購入を重点的に進め、良好な環境づくりに努めてまいります。

また、保育所との交流や小学校との連携をより密に行うなど、幼稚園教育の一層の充実をめざしつつ、幼保一元化についても引き続き市長部局と検討することとします。

児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて重要であります。食育の重要性が叫ばれている中、栄養のバランスに配慮しつつ、食中毒を防止するため衛生管理を徹底し、併せて継続的な設備更新をすすめ、安全・安心で子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

3. 心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進に努めます

市民が心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進は、少子・高齢化が進む現在きわめて重要であり、積極的な事業の展開が求められています。

まず始めに、本市の厳しい財政事情から公民館、文化会館、スポーツセンターなどの整理・統合をすすめてまいりましたが、社会教育関係は、交流センターみらいと東公民館に集約し、社会体育関係は総合体育館を拠点にし、設備の整備・充実を図り、利用者の理解を得ながら、効率的、効果的な管理運営に努めてまいります。

子どもたちの社会教育活動への参加、並びに体育振興を図るため、市内の中学生以下の子どもたちについて、は引き続き社会教育・体育施設の利用料の無料化を維持してまいります。

家庭教育の推進につきましては、近年、子どもたちの学力向上や社会性に関して、家庭の持つ教育機能を高め、生活習慣・学習習慣の定着を図ることの大切さが指摘されており、PTA等との連携を通じて、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供などに努めてまいります。

青少年教育については、体験学習、指導者養成の促進をねらいとして、引き続き青少年健全育成事業、ふるさと少年教室などの充実をめざします。

また、全国的に学校教育におけるいじめの問題は深刻な事態となっておりますが、早期発見・未然防止のために、地域社会の果たす役割にも期待が寄せられているところです。青少年教育においては、伝統的な「あかびら子どもまつり」を「なかよし共和国」の子どもたちが運営するなど、子どもたちの体験学習、仲間づくり活動は思いやりの心を育むため有益な活動であり、少年教室・健全育成事業においても、いじめ防止対策を重視してまいります。

子どもたちを事件・事故から守り、安全・安心を確保するため、青少年センターを中心とし、地元警察署や地域住民との連携を図り、登下校時のパトロールをはじめ各種の取り組みを進めます。

さらに、近年問題とされている子どもの虐待など

児童福祉の分野で取り上げられている諸課題についても、関係機関として連携を密にして取り組んでまいります。

次に、成人・高齢者教育についてであります。生涯を通して豊かで充実した人生の創造は、常に学びの姿勢をもつことが基本であります。そのため、地域のコミュニティーづくりの活性化をめざし、生涯学習まちづくり出前講座、公民館講座、趣味・教養講座などの積極的な活用と、指導者の発掘、養成など地域社会に密着した学習機会の充実に努めます。

市民が芸術・文化に親しみ、ゆとりとふれあいを大事にすることは、市民生活の質や満足度を高める意味からも重要であります。そのため、各種イベントを中心に市民の文化への理解と関心を高め、文化協会と連携し、地域に根差した特色ある芸術・文化の振興に努めます。

また、郷土・赤平の文化を継承する文化財保護行政については、引き続き郷土資料や炭鉱遺産の保存に努めてまいりますとともに、本市の無形文化財第1号であります住吉獅子舞の保存活動についても支援してまいります。

読書活動と図書館運営についてであります。図書館の運営につきましては、平成23年度に導入した図書館管理システムは順調に稼働しており、今年1月には初めて図書館カレンダーの全戸配付、また4月からは東公民館での「移動図書館」を行うなど、今後も市民が親しみ、利用しやすい図書館をめざします。

また、「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが一層読書に親しむことのできる環境づくりに取り組んでまいります。「ブックスタート」、「絵本読み聞かせ」、「ふるさと絵本」事業などについては、引き続き取り組み内容の充実に努めてまいります。

市民の健康増進をめざし、スポーツの振興に努めます。このため、子どもからお年寄りまで生涯のいずれの時期においても、スポーツを通して心身ともに健康で豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツ

社会の実現をめざし、健康づくり、体力づくりをはじめ年齢、体力、技術に応じた多様な競技スポーツ、レクリエーションスポーツ活動を支援してまいります。

また、人口減や少子高齢化により、スポーツ人口が年々減少傾向にありますが、スポーツは健康づくりの基本となりますので、各種スポーツや少年スポーツ教室の取り組みを体育団体並びに市長部局と連携を図りながら推進してまいります。

一昨年オープンした市民プールについては、年間利用者数は1万人を突破するなど、市民の皆さまから好評をいただいたところであります。市民プールの有効活用を図る観点から、主催事業の企画など、さらに親しまれる施設づくりに努めてまいります。

3. 学校・家庭・地域の連携のもと、活力ある地域社会の創造に努めます

教育は、学校・家庭・地域のもつ機能が存分に発揮され、連携が図られたときに大きな成果が得られます。学校は、家庭・地域に積極的に情報発信するとともに、地域への参観日の実施や学校評議員など関係者の意見を取り入れることにより、地域に根ざした学校づくりを進めます。

教育委員会としても、法に基づく教育行政の事務の管理及び執行状況についての点検・評価を行い、説明責任を果たすと共に教育行政の着実な推進に努めてまいります。

学校の統廃合についてであります。少子化の急速な進行による児童生徒数の減少を受けて策定した「赤平市立小・中学校適正配置計画」により、昨年度から着手いたしました茂尻、住友赤平、平岸の3小学校の統合については、保護者や地域住民の理解を得られたことから、昨年末、統合準備委員会を設置し、円滑な統合に向けた交流学习の実施や教育課程の調整など、平成26年4月の統合に向け具体的な取り組みを進めてまいります。統合校舎として使用する茂尻小学校の改修についても、国の補助事業などを活用し、統合に備えた環境整備と複式解消に向けた市費教諭を配置してまいります。

また、その他の学校条件整備計画についても、所期の計画に基づき推進してまいります。

次に、赤平の教育は、“地域に信頼される赤平の教育を創ろう”をテーマに取り組んできました。学校は地域の学校であり、教職員は地域の住民としての自覚が大切であります。開かれた学校をめざし、より一層充実した取り組みをすすめます。

また、平成14年に設立された本市の教育振興団体である赤平市教育研究推進協議会は、信頼される赤平の教育づくりの中心的な役割を担い、専門性を高めるための教育研究はもとより、赤平市基底教育過程の実践・検証にも重要な役割を担っています。今後とも赤平の子どもたちを中心に据え、教職員はもとより教育行政をはじめ教育関係団体、保護者、地域住民が一体となって取り組んでまいります。

地元唯一の高校である赤平高校についてであります。道教委が策定した公立高等学校配置計画によって、大変残念ではありますが本年度より募集が停止され、平成26年度末での閉校が確定しました。

しかしながら、現在、通学している赤平高校在校生に対しては、充実感を持って卒業できるよう引き続き援助を行ってまいります。

また、近隣市の高校へ通学を希望する志願者に対しましても、各中学校を通じて、従前同様、きめ細かな進路指導をしてまいります。

5. おわりに

以上、平成25年度の教育行政執行方針を申し述べました。私たちを取りまく社会環境は、経済や情報の国際化、科学技術の進歩にもかかわらず様々な問題を抱えており、一段と厳しさを増しております。生命を蔑ろにするような事件や薬物汚染の低年齢化、携帯電話やインターネットを使つてのトラブルなどはその一例です。

一方、ようやく健全化の光が見えてきた本市の財政状況も、油断することなく引き続き厳しい運営が必要であり、教育行政も決して聖域ではありません。教育のより効果的な整備に注意を払い、山積する教育課題に対して教育行政の原点に立ち返り、子ども

からお年寄りまで市民の生涯にわたる快適な教育環境づくりに、教育関係団体と連携を密にして本市の教育の振興に努めてまいります。

市議会をはじめ市民の皆様の教育行政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成25年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時 59分 休憩）

（午後 1時 00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第156号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第156号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法で固定資産の標準税率につきましては100分の1.4と定めてございますが、当市の固定資産税の税率は現在100分の1.5としているところでございます。このたびこの固定資産税の税率につきまして、当市の財政状況や他市町村の固定資産の税率の状況を勘案いたしまして見直すことといたしましたことから、条例の一部改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第62条につきましては、固定資産税の税率の規定でございますが、固定資産税率を100分の1.45とするため、字句の改正を行うものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとし、附則第2項につきましては固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第156号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第156号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、菊島議員、北市議員、竹村議員、若山議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上8名を指名いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第157号赤平市手数料徴収条例及び赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第157号赤平市手数料徴収条例及び赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料や建築確認等申請手数料など住宅の建築等に係る手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ、赤平市手数料徴収条例及び赤平市建築確認等申請手数料徴収条例において定めているところでございますが、このたび都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され、用途地域内において一定の基準を満たした建築物を新築、増築、修繕をし

ようとする建築主は、低炭素建築物新築等計画を策定し、所管行政庁の認定を申請することができることとされ、計画の認定により所得税の軽減や登録免許税の税率軽減などの優遇措置が受けられるものとなっております。この計画の認定の審査手数料の制定や構造計算適合性判定に係る事務量が増加したことによります手数料の改正のため、北海道建設部手数料条例が改正されておりますことから、本市におきましても低炭素建築物新築等計画の認定事務を行う場合の手数料の制定や構造計算適合性判定に係る手数料の改正のため、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページをご参照願います。第1条関係は赤平市手数料徴収条例の改正でございますが、別表の証明手数料の10の項及び11の項につきましては、長期優良住宅建築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定の金額の改定などから、字句の改正等を行うものでございます。

2ページから7ページをご参照願います。14の項の次に低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査、低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定、低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る項といたしまして、それぞれ15の項、16の項、17の項として加え、15の項から20の項まで3項ずつ繰り下げますのでございます。

8ページをご参照願います。第2条関係は赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の改正でございますが、別表第1中の構造計算適合性判定をしなければならない場合の加算額の改定のため、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第157号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第157号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第8 議案第158号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第158号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させます技術者の資格につきましては条例で定めるものとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

目次の第6章につきましては、条の追加のため第50条を第51条に繰り下げることから、字句を改めるものでございます。

第50条につきましては、技術管理者の資格の規定といたしまして新たに追加するものでございます。

第51条につきましては、施行細目について規定し

てございますが、前条の追加により繰り下げたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。菊島議員。

○8番(菊島好孝君) ただいまの議案第158号の赤平市産業廃棄物の資源化というか、適正処理に関する条例の一部改正についてちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

改正のところの(4)の前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者というふうにありますけれども、市長さんがどのような方法で、あるいは手段でもってこの部分を理解しようとしているのかちょっとわからないので、ご説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長(獅畑輝明君) 市民生活課長。

○市民生活課長(片山敬康君) お答えいたします。

本条例の制定のご提案に当たりましては、参酌規定として廃掃法本法が該当となっております。条例50条の第1項3号の中に本法規則の第8条の17第2号イからチまでに掲げる者となっておりますが、本規則のイからチまでの12項目中にさまざまな資格の要件が記載されてございます。チの次のリに、イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者という本法規則の規定がございますので、それを参酌した結果、私どもの条例にはこれと同様の項目を、条例でございまして、同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者というふう

に規定をさせていただいたところでございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) 菊島議員。

○8番(菊島好孝君) どのような方法でそれを認めるのかということがわからなかったものですから、今のは質問の答えになっていないのではないかとこのように思いますけれども。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 仮にこのようなケースが現出した場合には、市長とともに協議の上、決定させていただきたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第158号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第159号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第159号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律によりまして障害者自立支援法が改正されまして、法の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とし、障害程度区分につきましては支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めるなど改正されましたが、このことに伴いまして関係条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条及び第2条関係は赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございますが、第1条関係につきましては、同条例第10条の2第2号中に引用してございます法

律名を法の改正に伴い改めるものでございます。

第2条関係につきましては、同条例第10条の2第2号中に引用してございます法の第5条第12項につきましては法の改正で同条の10項が削除されて第11項として繰り上がってございますことから、字句を改めるものでございます。

第3条及び第4条関係は赤平市障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正でございますが、第3条関係につきましては、同条例の第1条中に引用してございます法律名を法の改正に伴い改めるものでございます。

第4条関係につきましては、法の改正で障害程度区分から障害支援区分として字句が改められておりますことから、このことに伴いまして条例の題名の改正をし、第1条で定めてございます審査会の名称を改めるものでございます。

第5条関係につきましては赤平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、今般審査会の名称を改めますことから、別表を改めるものでございます。

附則でございますが、法律の改正は平成25年4月1日、法第5条第10項の削除及び障害支援区分への字句の改正につきましては平成26年4月1日に法が施行されますことから、この条例は平成25年4月1日から施行するものとし、第2条、第4条及び第5条の規定は平成26年4月1日から施行するものとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第159号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第160号赤

平市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第160号赤平市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用いたします第26条の規定に基づきまして、本部の組織など赤平市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的として制定するものでございますが、対策本部は政府対策本部長による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき市町村長は市町村行動計画で定めるところにより直ちに設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとされてございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、本条例の目的を規定したものでございます。

第2条は、対策本部の本部長、副本部長及び本部員の職務について規定したものでございます。

第3条は対策本部の会議につきまして規定し、第4条は対策本部に部を設置できると規定したものでございます。

第5条は、その他必要な事項は本部長が定めるといたしました雑則の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第160号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第161号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第161号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法第115条の14の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1章は、総則でございますが、第1条から第3条までの3条で構成し、条例の趣旨や用語の意義などを定めてございます。

第2章につきましては、介護予防認知症対応型通所介護について規定してございますが、第4条から第42条までの39条で構成し、介護予防認知症対応型通所介護に係ります基本方針や人員及び設備に関する基準、運営に関する基準のほか、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきまして定めてございます。

第3章につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護について規定してございますが、第43条から第69条までの27条で構成し、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準のほか、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきまして定めてございます。

第4章につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護について規定してございますが、第70条から第90条までの21条で構成し、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準のほか、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきまして定めてございます。

第5章は、雑則として規定してございますが、第91条の1条により構成され、法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に市長が定めるものとして、委任の規定となっております。

附則第1項といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行することとして施行期日を定めたもので、附則第2項から第4項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第161号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第162号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第162号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法第78条の4の改正によりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえまして市町村の条例で定めることとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1章は、総則でございまして、第1条から第3条までの3条で構成いたしまして、条例の趣旨や用語の意義などを定めてございます。

第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について規定してございますが、第4条から第44条までの41条で構成いたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準などを定めてございます。

第3章は、夜間対応型訪問介護について規定してございますが、第45条から第59条までの15条で構成いたしまして、夜間対応型訪問介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準などを定めてございます。

第4章は、認知症対応型通所介護について規定してございますが、第60条から第80条までの21条で構成いたしまして、認知症対応型通所介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準につきまして定めてございます。

第5章は、小規模多機能型居宅介護について規定してございますが、第81条から第108条までの28条で構成いたしまして、小規模多機能型居宅介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準につきまして定めてございます。

第6章は、認知症対応型共同生活介護について規

定してございますが、第109条から第128条までの20条で構成いたしまして、認知症対応型共同生活介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準につきまして定めてございます。

第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護について規定してございますが、第129条から第149条までの21条で構成いたしまして、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準につきまして定めてございます。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について規定してございますが、第150条から第189条までの40条で構成いたしまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準などを定めてございます。

第9章は、複合型サービスについて規定してございますが、第190条から第202条までの13条で構成いたしまして、複合型サービスに係る基本方針や人員、設備、運営に関する基準につきまして定めてございます。

第10章は、雑則につきまして規定してございますが、第203条の1条により構成され、法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に市長が定めるものとして、委任の規定となつてございます。

附則第1項といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとして施行期日を定めたもので、附則第2項から第14項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第162号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第163号赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第163号赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして介護保険法及び介護保険法施行規則が改正されまして、指定地域密着型サービス事業者等の指定につきましては厚生労働省令で定める基準に従い、また地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下として、それぞれ市町村の条例で定めるとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

第1条は、本条例の趣旨を定めたものでございませぬ。

第2条は、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下として定めたものでございます。

第3条は、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者は法人であるものとして定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第163号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第164号赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第164号赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布されまして、唯一の国営企業であります国有林野事業が平成25年4月1日より一般会計において実施することとなりますことから、所要の改正を行うものでございます。

第8条第2項は、受益者負担金の減免について規定してございますが、国が経営する企業に係る規定の削除のため、第2号中の該当の字句を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第164号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 議案第165号赤平市都市下水路条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第165号赤平市都市下水路条例を廃止する条例の制定につ

きまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市都市下水路条例におきまして本市の都市下水路でございます茂尻5条下水路及びコマチ川第1都市下水路の設置及び管理について定めているところでございますが、茂尻5条下水路は千曲川第1幹線に、コマチ川第1都市下水路はコマチ川第1幹線といたしまして平成2年に下水道法の事業認可や都市計画法の事業認可をそれぞれ取得しており、既に都市下水路から公共下水道へ転用済みで、公共下水道の雨水として設置及び管理できますことから、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第165号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 議案第166号赤平市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第166号赤平市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律により下水道法の一部が改正されまして、公共下水道の構造の技術上の基準につきましては地方公共団体の条例で定めることとされましたことから、下水道法施行令を参酌し、制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条につきましては、下水、汚水など用語の定義を規定したものでございます。

第3条につきましては、排水施設の構造の技術上の基準について規定したものでございます。

第4条につきましては、適用の除外について規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとして施行期日を定めたもので、附則第2項につきましては経過措置について定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第166号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第17 議案第167号赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第167号赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されまして、布設工事監督者の

配置に関する基準、布設工事監督者の資格に関する基準、水道技術管理者の資格に関する基準につきまして、それぞれ政令を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例の目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、布設工事監督者を配置する工事につきまして規定したものでございます。

第3条につきましては、布設工事監督者の資格として学歴による経験年数等を規定したものでございます。

第4条につきましては、水道技術管理者の資格を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第167号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第18 議案第168号赤平市と滝川市との間の石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第168号赤平市と滝川市との間の石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託につきまして、提案の趣旨をご説

明申し上げます。

石狩川流域下水道組合においてミックス事業、汚水処理施設共同整備事業といたしましてし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務の共同処理をすることとしてございますが、汚泥等処理施設の建設につきましては、滝川市が石狩川流域下水道組合の構成市町6市6町の代表市となりまして社会資本整備総合交付金の申請事務を行い、構成市町の負担金を収入として石狩川流域下水道組合に対しまして石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）として交付金を交付いたしますことから、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき5市6町それぞれが滝川市に委託することとし、同条第3項の規定により準用いたします地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約につきましてご説明を申し上げます。

この規約は第1条から第9条で構成されておりまして、第1条につきましては石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務を滝川市に委託することとして規定いたしまして、第2条には委託事務の範囲を、第3条には管理及び執行の方法を、第4条には委託事務の管理及び執行に要する経費の負担をそれぞれ規定いたしまして、第5条には委託事務の収支については滝川市の歳入歳出予算に分別して計上するとしていたしまして、第6条には決算の場合の措置を、第7条には連絡会議等を、第8条には条例等改廃の場合の措置を、第9条には委託事務の全部または一部を廃止する場合の規定をそれぞれ規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するとし、附則第2項につきましては、赤平市長はこの規約の告示の際、あわせて委託事務に関する滝川市の条例等が赤平市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとしたもの

でございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第168号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第168号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第19 議案第169号平成24年度赤平市一般会計補正予算、日程第20 議案第170号平成24年度国民健康保険特別会計補正予算、日程第21 議案第171号平成24年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第22 議案第172号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第23 議案第173号平成24年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第24 議案第174号平成24年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第25 議案第175号平成24年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第169号平成24年度赤平市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億449万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ88億3,728万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正であります。変更及び追加ともに国の緊急経済対策予算に関連する事業に係る地方債であります。全ての事業について、それぞれ国庫補助金を充当した残額に対して補正予算債を見込むものであります。最初に、変更として、住宅整備事業の8,550万円の増額につきましては茂尻第一団地の公営住宅新築工事に充当するものであります。次に、追加として、道路整備事業の100万円につきましては右岸通調査委託料に充当、義務教育施設整備と整備事業の1億2,930万円につきましては茂尻小学校大規模改修の各学校施設整備工事に充当するものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款9地方交付税のうち特別交付税として8,730万8,000円の増額であります。国の循環型社会形成推進交付金の対象事業に対し震災復興特別交付税の措置が見込まれるため、昨年度に引き続き中・北空知廃棄物処理広域連合の建設事業の財源として予定されていた地方債の発行にかわり、構成市町に対し震災復興特別交付税が措置されるものであります。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金として3,904万5,000円の増額、さらに款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金、節1社会福祉費道負担金として1,498万3,000円の増額であります。国民健康保険基盤安定費並びに基準超過費につきましては決算見込みによる増減であり、特に基準超過費につきましては、当市の医療費単価の減少などにより基準超過となくなることになったため全額減額するもので

あります。また、障害者自立支援給付並びに自立支援医療費につきましては、障害者福祉費の扶助費の決算見込みによるものであります。自立支援給付費は国費と道費の概算要望時期が異なることから、算定基準額に差異が生じております。

款13国庫支出金、項2国庫補助金として1億2,289万8,000円の増額であります。先ほど地方債補正でご説明させていただいたとおり、国の緊急経済対策予算に関連する3事業に対する国庫補助金であります。

同じく項3委託金、目1総務費委託金として37万2,000円の減額であります。昨年実施された衆議院議員選挙事務終了に伴う精算によるものであります。

同じく目2民生費委託金として4万9,000円の増額であります。ねんきんネット導入に伴うパソコン購入費用に充当されるものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金として70万円の増額であります。戸別所得補償経営安定推進事業に関連し、農地集積協力金交付金に充当するものであります。

6ページをお願いいたします。同じく目6教育費道補助金として20万2,000円の増額であります。当市における被災地児童生徒の受け入れに要する費用に対し充当されるものであります。

款15財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金として2,000円の増額であります。財政調整基金の繰りかえ運用による病院事業会計からの利子負担分の収入であり、本収入については歳出予算にて財政調整基金に積み立てることになります。

款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として302万6,000円の増額であります。本年度に37件の寄附をいただいた総額を計上するものであります。

同じく目4社会福祉事業寄附金として501万9,000円の増額であります。1企業、1個人からいただいた寄附金を計上するものであります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目3あかびらガン

バレ応援基金繰入金として17万4,000円の減額であります。本基金を活用した市立赤平総合病院の診療訪問車両の購入実績に合わせて減額するものであります。

款18繰越金として2億1,590万4,000円の増額であります。前年度の剰余金の残り全額を計上するものであります。

款19諸収入、項5雑入として10万円の増額であります。北海道消防協会より消防団活性化対策特別事業として当市の消防団員の増員実績に応じて助成を受けるもので、消防団員活動用手袋の購入に充当するものであります。

款20市債として2億1,580万円の増額であります。先ほど地方債補正でご説明させていただいたとおりであります。補正予算債につきましては後年度元利償還金の50%、残りの50%が単位費用として普通交付税に算入されることとなります。

8ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目5財政管理費として2億3,780万9,000円の増額であります。今回の補正の歳入歳出の差し引きによる歳入超過額につきまして財政調整基金に積み立てるものであります。

同じく目7財産管理費として2万3,000円の増額であります。財政調整基金の短期繰りかえ運用による利子を積み立てるものであります。

同じく目9企画費として302万6,000円の増額であります。歳入でもご説明させていただいたとおりふるさとガンバレ応援寄附金をあかびらガンバレ応援基金に積み立てるものであります。

10ページをお願いいたします。同じく項4選挙費、目2衆議院議員選挙費として37万2,000円の減額であります。昨年12月に実施された衆議院議員選挙事務終了に伴う精算によるものであります。

12ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費として501万9,000円の増額であります。歳入でご説明させていただいたとおり社会福祉事業寄附金を社会福祉事業振興

基金に積み立てるものであります。

同じく目2障害者福祉費として5,044万3,000円の増額であります。主に北海道からの権限移譲により18歳以上の児童福祉施設入所者に対する生活介護等が市に移行されたことなどにより6,244万3,000円の増額となり、更生医療給付費については新規受給者の減少により1,200万円の減額となっております。

同じく目7国民年金費として5万円の増額であります。ねんきんネット導入に伴うパソコン購入費用を計上するものであります。

14ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費として33万5,000円の減額であります。火葬場に関する中空知衛生施設組合負担金の決算見込みによるものであります。

16ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として5,779万5,000円の増額であります。可燃ごみの新たな焼却施設でありますエネクリーンの試験運転が本年1月より開始したことにより、エコバレーへの負担金分として中空知衛生施設組合負担金が1,916万5,000円減額となり、歳入でご説明させていただいたとおり中・北空知廃棄物処理広域連合の建設事業に対し当市分として8,730万8,000円の特別交付税が措置されるため、計上済みの負担金7,696万円を増額するものであります。

同じく目3し尿処理費として32万2,000円の増額であります。石狩川流域下水道中部地区協議会し尿部会負担金の決算見込みによるものであります。

18ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として70万円の増額あります。戸別所得補償経営安定推進事業に関連し、集落内での主体的な判断によって農地集積を促すため、地域農業マスタープランに位置づけられた農地集積に協力いただける農地集積協力金交付金を計上するもので、本経費に対して全額道補助金が充当されます。

20ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3除雪対策費として1,320万円の増額であります。除雪出動基準に達する降雪日

が多いことや例年以上の冷え込みにより融雪が遅いことなどによって除雪関係経費の不足が見込まれるためであります。

同じく目4道路新設改良費として230万円の増額であります。地方債補正でご説明させていただいたとおり国の補正予算に関連し、右岸通調査委託料を計上するものであります。

22ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費として1億4,640万円の増額につきましても、国の補正予算に関連し、公営住宅新築工事として茂尻第一団地1棟8戸の建設を行うものであります。

24ページをお願いいたします。款9消防費につきましても、消防団活性化対策特別事業による雑入を財源補正をするものであります。

26ページをお願いいたします。款10教育費、項3小学校費、目1学校管理費として1億9,017万8,000円の増額であります。これにつきましても国の補正予算に関連し、各学校施設整備工事として茂尻小学校の校舎並びに体育館の大規模改修を行うものであります。

28ページをお願いいたします。同じく項4中学校費につきましても、被災地児童生徒の受け入れに関する道補助金を財源補正するものであります。

30ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目5図書館費として14万7,000円の増額、32ページの同じく項6保健体育費、目2総合体育館費として110万6,000円の増額であります。除排雪費用の増加により除雪委託料を増額するものであります。

34ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目1元金として28万3,000円の増額であります。過去に借り入れた長期貸付金のうちの一部が利率見直し方式により低利での償還に変更となり、元利均等償還による元金が増額となったことによるものであります。

36ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出

金として2,088万8,000円の増額であります。歳入でご説明させていただいたとおり、保険基盤安定基準超過費用並びに普通交付税で措置されております財政安定化支援事業に係る繰り出しの決算見込みによる減額と平成23年度の療養給付費等の確定による国、道、支払基金への過年度還付に要する費用を補填するものであります。

同じく目7介護保険特別会計繰出金として75万6,000円の増額であります。保険給付費、地域支援事業費の決算見込みによるものであります。

同じく目9病院事業会計繰出金として2,524万8,000円の減額であります。病院事業会計において今年度実施した建設改良費に対し企業債を充当したことによる一般会計負担の減額によるものであります。なお、後年度の元利償還につきましても、繰り出し基準に沿って補填をしております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第170号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、提案の趣旨を御説明申し上げます。

平成24年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,088万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億657万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2,088万8,000円の増額であります。一般会計補正予算でご説明申し上げたとおりであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金として2,088万8,000円の増額であります。

が、国、道、支払基金への過年度還付金の確定によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第171号平成24年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 霊園使用料として42万円の減額、同じく項2 手数料、目1 霊園管理手数料として18万4,000円の減額であります。赤平霊園並びに赤平第二霊園の貸付実績によるものであります。

款2 繰入金、項1 基金繰入金、目1 霊園管理基金繰入金として35万9,000円の減額であります。貸付実績並びに繰越金の計上により減額するものであります。

款3 繰越金として77万9,000円の増額であります。平成23年度の決算剰余金を全額計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 霊園費、項1 霊園総務費、目1 一般管理費として18万4,000円の減額であります。霊園管理手数料の減額により霊園管理基金積立金を同額減額するものであります。

以上で霊園特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第172号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、

提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ621万1,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,189万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目2 施設介護サービス費収入として378万3,000円の減額、同じく項2 自己負担金収入として234万1,000円の減額、同じく項4 特定入所者介護サービス等収入、目1 特定入所者介護サービス費収入として8万7,000円の減額であります。いずれも介護報酬の改定及び入所者の入院等により減額するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 総務費、項1 愛真ホーム施設管理費、目1 一般管理費として621万1,000円の減額であります。歳入の減額分を愛真ホーム管理運営基金積立金から減額するものであります。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第173号平成24年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,296万4,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,945万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。今般の補正に関しましては、ほとんどが介護給付費等の決算見込みによる補正となっておりますので、特徴的なものについてのみご説明をさせていただきます。最初に、歳入であります。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として126万4,000円の減額であります。今回の補正により基金繰入金を全額減額するものであります。

16ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として270万7,000円の増額であります。今回補正の歳入歳出の差し引きによる歳入超過額につきまして介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第174号平成24年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成24年度赤平市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。給水戸数を94戸ふやし5,493戸とし、年間総配水量を16万立方メートルふやし169万立方メートルとし、1日平均配水量を438立方メートルふやし4,630立方メートルといたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を583万6,000円増額し、3億1,592万2,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を742万6,000円減額し、2億9,563万8,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額を1万円減額し、9,431万2,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,257万1,000円は、減債積立金160万円、過

年度分損益勘定留保資金8,097万1,000円で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。第5条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額を4,000円増額し、4,023万2,000円といたします。

第6条、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額1,002万8,000円を1,114万4,000円に改めます。

3ページをお願いいたします。平成24年度赤平市水道事業会計予算実施計画書であります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として550万9,000円の増額であります。業務用と大口業務用の使用水量の増加によるものであります。

目2受託工事収益として9万8,000円の増額であります。給水装置工事の増加によるものであります。

目4その他の営業収益として18万2,000円の増額であります。補償金等の増額によるものであります。

同じく項2営業外収益、目2雑収益として4万7,000円の増額であります。鉄くず等の売却益が増加したことによるものであります。

4ページをお願いいたします。支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費として33万7,000円の増額であります。主に薬品費並びに工事請負費の執行に伴う増額であります。

目2配水及び給水費として33万7,000円の減額、目4総係費の775万5,000円の減額であります。主に事業の執行残によるものであります。

目5減価償却費として1万4,000円の増額であります。主に固定資産の精査に伴う増額であります。

5ページをお願いいたします。同じく項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として30万8,000円の減額であります。当年度の借入額の確定等によるものであります。

目2消費税及び地方消費税として62万3,000円の増額であります。主に給水収益の増額に伴う仮受消費税額の増額によるものあります。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入であります。款1資本的収入、項2配水管布設替補償金、目1配水管布設替補償金として1万円の減額であります。補償工事のないことが確定したことによるものであります。

次に、支出であります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として227万6,000円の増額、目2量水器設置費として15万円の増額、目3固定資産購入費として80万9,000円の増額、目4浄水施設改良費として323万5,000円の減額であります。工事の発注増減に伴う決算見込みによるものであります。

次に、6ページは資金計画であります。

7ページは給与費明細書、8ページは予定貸借対照表であります。9ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は1,725万7,000円となり、利益剰余金合計として1億4,397万4,000円を見込むものであります。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

議案第175号平成24年度赤平市病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成24年度赤平市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第2条、平成24年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。入院患者延べ数を87人減、4万911人、外来患者延べ数を8,571人減、8万5,364人、1日平均を38人減、350人といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額7,373万9,000円を増額し、23億1,800万8,000円といたします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額3,834万4,000円を減額し、19億8,926万5,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額2,001万6,000円を増額し、2億3,839万8,000円といたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額541万6,000円を減額し、4億3,880万4,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の1億9,976万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,044万2,000円及び流動資産8,931万9,000円で補填するものといたします。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額4,004万5,000円を減額し、11億5,718万1,000円といたします。

第6条、予算第7条に定めた棚卸資産の購入限度額を2,137万9,000円増額し、2億5,450万円といたします。

第7条、予算第9条として企業債の医療施設整備事業の限度額を810万円、医療機器等整備事業の限度額を3,750万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

3ページをお願いいたします。平成24年度赤平市病院事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益として1億576万9,000円の増額であります。主に外科及び療養病床の診療単価の増額によるものであります。

同じく目2外来収益として2,951万8,000円の減額であります。総体的な外来患者数の減少によるものであります。

同じく目3その他医業収益として488万6,000円の減額であります。主にその他医業収益において外来患者数の減少による文書料等の減額によるもので

あります。

項2 医業外収益、目4 その他医業外収益として23万4,000円の増額であります。主に看護宿舎への入居者の増加によるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費として4,004万5,000円の減額であります。主に救急外来、夜間専従職員の確保による宿日直手当の減額を初めとする各種手当の減額及び臨時嘱託医の報酬並びに嘱託職員1名減による報酬等の減少によるものであります。

同じく目2 材料費として2,012万1,000円の増額であります。主に入院収益と連動する診療材料費による増額によるものであります。

同じく目3 経費として1,780万4,000円の減額であります。主に給食業務の委託料の減額によるものであります。

同じく目4 減価償却費、目5 資産減耗費につきましては、資産の増減等によるものであります。

同じく目6 研究研修費として35万2,000円の増額であります。主に旅費、交通費などの増額によるものであります。

5ページをお願いいたします。項2 医業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費として244万9,000円の減額であります。主に資金運用において一時借入金が大幅に減少となる見通しとなったため、その利息について減額するものであります。

同じく目2 消費税及び地方消費税として80万円の増額であります。申告消費税を見込むものであります。

項4 特別損失、目3 その他特別損失として15万円の減額であります。不納欠損金の減少に伴うものであります。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1 資本的収入、項1 企業債、目2 医療施設整備事業債及び目3 医療機器等整備事業債につきましては、本年度予定しております給湯、給水、雑用水管改善工事や内視鏡用

装置、臨床検査情報処理システム等の固定資産購入に当たり起債を借り入れるものであります。

項2 出資金、目1 他会計出資金として2,524万8,000円の減額であります。今申し上げた固定資産購入に係る起債の借り入れ及び建設改良費の入札執行に伴うものであります。

項5 補助金、目1 国庫補助金として33万6,000円の減額につきましても、耐震診断費に係る入札執行によるものであります。

次に、支出につきましては、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 固定資産購入費として404万9,000円の減額、同じく目2 耐震診断費100万7,000円の減額につきましても入札執行に伴うものであります。

項2 長期貸付金、目1 修学資金貸付金として36万円の減額であります。看護師等修学資金貸付金の決算見込みによるものであります。

次の7ページの資金計画書及び8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。平成24年度赤平市病院事業予定貸借対照表であります。11ページの6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度純利益は3億2,874万3,000円を見込むものであります。

以上、議案第169号から第175号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第169号、第170号、第171号、第172号、第173号、第174号、第175号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第169号、第170号、第171号、第172号、第173号、第174号、第175号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第169号、第170号、第171号、第172号、第173号、第174号、第175号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第26 議案第176号平成25年度赤平市一般会計予算、日程第27 議案第177号平成25年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第28 議案第178号平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第29 議案第179号平成25年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第30 議案第180号平成25年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第31 議案第181号平成25年度赤平市霊園特別会計予算、日程第32 議案第182号平成25年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第33 議案第183号平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第34 議案第184号平成25年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第35 議案第185号平成25年度赤平市水道事業会計予算、日程第36 議案第186号平成25年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 平成25年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、赤平市財政健全化計画改訂版等の考えを踏襲しておりますが、平成23年度決算において病院事業会計の不良債務を全額解消し、危機的財政状況を回避したことを踏まえ、固定資産税の税率を引き下げてまいります。また、第5次赤平市総合計画の施策を推進していくため、産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点プロジェクトを中心とした諸施策に対する予算づけを行っております。さらに安全、安心社会の実現に向けた公共施設整備を進めるとともに、本市における経済、雇用対策の一環として国の緊急経済対策に伴う財源の活用等によって、先ほど議決をいただきました平成24年度補正予算の繰越事業の早期執行や地域の元気臨時交付金等の充当により、可能な限り公共建設事業の確保に努めたところでございます。

平成25年度の一般会計予算規模は83億6,338万1,000円、平成24年度当初予算と比べて2億2,658万2,000円、2.8%の増となり、平成22年度以来3年ぶりの増額となります。また、実質平成25年度に施行される平成24年度の繰越事業を加えると5億6,546万円、6.9%の増となっております。

歳入歳出の主な内容といたしまして、歳入の市税につきましては対前年度比548万円、0.6%の増、内訳として個人市民税は人口の減少等による減収がありますが、年少扶養控除の廃止の影響によって対前年度比3.2%の増、法人市民税は経済状況の一部持ち直しの動きもあって対前年度比2.7%の増、固定資産税は税率の引き下げ等によって対前年度比6.6%の減、軽自動車税は車両台数の増加によって対前年度比4.1%の増となっております。地方交付税につきましては、普通交付税として国家公務員給与削減に伴う地方公務員給与の削減や地域の元気づくり推進費の創設による増、単位費用等の減額、税収の増額などにより対前年度比1億6,500万円、4.0%の減、地方交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債を含めると対前年度比3.7%の減少となっております。

次に、歳出でございますが、普通建設事業費は対前年度比8,392万円、13.9%の増、平成24年度繰越事業を加えると70.0%の増となっております。主な事業内容といたしましては、宮下東団地並びに日の出団地の公営住宅改善事業、曙南4号通ほか2路線の改良舗装事業、青葉通ほか1路線の排水整備事業、ズリ山展望広場整備事業、消防本部総合庁舎建設に向けた実施設計等を実施してまいります。このほか、産業振興として企業振興促進補助事業や赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金、産業振興人財育成事業交付金、農業後継者サポート事業補助金の継続、少子化対策として中学生以下の子供たちを対象とした医療費無料化、社会教育体育施設の無料化、インフルエンザワクチン接種費用の一部助成や幼稚園、保育所の遊具等整備の継続のほか、小中学校適正配置計画に基づく学校統合に向けた諸準備の作業を進め、住環境整備として公的住宅建替事業のほか浄化槽設置整備補助事業を実施してまいります。さらに安全、安心社会の実現に向けて、市立病院の入院病棟及び消防本部総合庁舎の建てかえ、道路、橋梁、公園の改善事業、災害備蓄品の購入などを実施してまいります。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が19億6,125万円、後期高齢者医療特別会計が2億4,868万7,000円、土地造成事業特別会計が17万円、下水道事業特別会計が6億6,248万2,000円、霊園特別会計が433万6,000円、用地取得特別会計が4,531万9,000円、介護サービス事業特別会計が2億961万9,000円、介護保険特別会計が14億4,289万4,000円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が4億9,451万7,000円、病院事業会計が26億4,120万1,000円となっております。全会計の予算総額は160億7,385万6,000円となり、対前年度比4億1,653万5,000円、2.7%の増となったところでございます。

以上、各会計予算の概要につきまして申し上げます。以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしく

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成25年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、議案第176号平成25年度赤平市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成25年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億6,338万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めます。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、中小企業振興資金貸付金に係る損失補償として、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、9ページをお願いいたします。第3表、地方債につきましては、し尿処理施設整備事業ほか7件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税として3億1,821万円、前年度比2,260万3,000円の減額であります。税率を100分の1.5から100分の1.45に引き下げたことなどによ

るものであります。

同じく項4市たばこ税、目1市たばこ税として1億1,175万1,000円、前年度比1,955万4,000円の増額であります。平成23年度の税制改正に伴う法人税の実効税率の引き下げ等の改正により、都道府県と市町村の税収の増減を調整するため、1,000本当たりの税額が引き上げられたことなどによるものであります。

18ページをお願いいたします。款9地方交付税として40億709万円、前年度比1億6,499万8,000円の減額であります。普通交付税につきましては個別算定経費並びに包括算定経費について総務省が示した推計率を加味し、さらに公務員給与の削減による影響や地域の元気づくり推進費などを見込んでおります。また、特別交付税については、近年の実績を勘案したものであります。

20ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料として3億417万4,000円、前年度比810万8,000円の減額であります。主に公営住宅並びに改良住宅の入居者の減少に伴う住宅使用料の減額によるものであります。

24ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金として1億3,113万3,000円の計上ですが、国の緊急経済対策に伴う地域の元気臨時交付金を計上し、地方債発行可能な単独事業に充当するものであります。

26ページをお願いいたします。同じく項3委託金、目1総務費委託金として1,080万9,000円、前年度比1,073万3,000円の増額ですが、主に参議院議員選挙費の計上によるものであります。

28ページをお願いいたします。款14道支出金、項2道補助金、目1総務費道補助金として3,090万6,000円、前年度比2,983万9,000円の増額ですが、主にズリ山展望広場整備事業に充当される地域づくり総合交付金の計上によるものであります。

32ページをお願いいたします。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として3億7,235万5,000円、前年度比2億6,780万9,000円の増額

であります。地方交付税の減収や戸籍データ作成費など臨時的な歳出も含め収支不足額を計上するものであります。

34ページをお願いいたします。款19諸収入、項5雑入、目2雑入として5,655万円、前年度比2,143万円の増額ですが、主に3年に1度精算される退職手当組合事前納付金の精算によるものであります。

36ページをお願いいたします。款20市債として5億6,977万9,000円、前年度比9,560万9,000円の減額ですが、各種年度間の普通建設事業の増減に伴うものであります。主に平成24年度補正予算による繰越事業の計上や地域の元気臨時交付金の計上により減額となっております。

40ページをお願いいたします。次に、歳出ですが、款1議会費として5,481万円、前年度比782万7,000円の減額ですが、主に議員共済会納付金の負担率の改正並びに議員数の減少によるものであります。

42ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目2庁舎管理費として4,006万2,000円、前年度比1,182万3,000円の減額ですが、主に前年度に実施された庁舎のエレベーター改修工事、コミュニティセンター別館の屋上防水工事等の減額によるものであります。また、45ページに記載のとおり、本年度は節15工事請負費として867万9,000円を計上しておりますが、議事堂音響設備等に要する経費で、本事業に対して元気臨時交付金832万1,000円の充当を予定しております。

48ページをお願いいたします。同じく目9企画費として6,241万8,000円、前年度比5,811万2,000円の増額ですが、主に51ページに記載のとおり、節15工事請負費としてズリ山展望広場整備工事の5,850万円を計上したことによるもので、本事業に関しては2分の1が道の地域づくり総合交付金、さらに元気臨時交付金2,804万2,000円の充当を予定しております。

52ページをお願いいたします。同じく目14防災費

として364万4,000円の計上であります。平成25年度から防災に関する業務を総務課に移管する予定のため、消防費から科目を振りかえるものであります。

56ページをお願いいたします。同じく項2徴税费、目2賦課徴収費として3,263万6,000円、前年度比1,124万1,000円の増額であります。主に節13委託料として平成27年度の固定資産税等の評価がえに向け、路線価評価並びに土地評価鑑定の委託料を計上したことによるものであります。

58ページをお願いいたします。同じく項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費として9,823万2,000円、前年度比9,416万4,000円の増額であります。主に節13委託料として平成24年度に債務負担行為の議決を得ている戸籍データ作成委託料の計上のほか、節18備品購入費としてパソコン等の機械器具購入費、節19負担金補助及び交付金として電算システムの共同化に伴い、中空知広域圏戸籍総合管理システム負担金を計上したことによるものであります。

60ページをお願いいたします。同じく項4選挙費、目2参議院議員選挙費として1,068万2,000円の計上であります。本年7月に予定されている選挙に要する費用を計上するものであります。

66ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費として6億138万2,000円、前年度比1億338万8,000円の増額であります。主に障害者自立支援法、児童福祉法の改正により18歳以上の重度障害者に対する援護が道から権限移譲されたことや施設当たり単価等の引き上げによる扶助費の増額によるものであります。

68ページをお願いいたします。同じく目3老人福祉費として1億71万7,000円、前年度比5,269万9,000円の減額であります。主に前年度の介護老人福祉施設の社会福祉施設等施設整備補助金が減額となり、さらに老人保護措置者数の増加や施設単価の変動によるものであります。また、節13委託料の中の緊急通報システム事業につきましては、従来の居室固定型のシステムに加え、本年度からモバイル型緊

急通報システムを導入するための委託料を新たに計上しております。

70ページをお願いいたします。同じく目6医療給付費として7,483万2,000円、前年度比877万7,000円の減額であります。主に節20扶助費として重度心身障害者医療給付費の減額によるものであります。また、道からの権限移譲による未熟児養育医療費を新たに計上しているほか、中学生以下の医療費無料化を継続する関連予算を計上しております。

同じく目8ふれあいホール費として1,438万円、前年度比1,352万4,000円の増額であります。主に節15工事請負費として屋上防水等の施設整備工事費の計上によるもので、本事業に関しましては過疎対策事業債の充当を予定しております。

72ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目3子育て支援センター費として157万7,000円、前年度比228万円の減額であります。平成22年度に国からの住民生活に光をそそぐ交付金を社会福祉振興基金に積み立て、平成23年度から2年間、発達障害児支援体制整備事業として嘱託職員の人件費などに充当してまいりましたが、全額繰り入れが終了したため、人件費を職員給与費に振りかえたためであります。

74ページをお願いいたします。同じく目4保育所費として7,051万3,000円、前年度比218万2,000円の増額であります。平成23年度から平成25年度の間で各保育所の環境整備に向け、修繕料及び遊具等の備品購入費について各保育所100万円の重点予算を実施しており、本年度も計200万円を計上しております。

76ページをお願いいたします。同じく目7児童手当費として1億1,324万5,000円の計上であります。子ども手当並びに子どものための手当が廃止となり、児童手当と変更になっているためであります。

78ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として7億6,068万6,000円、前年度比3,712万4,000円の減額であります。主に医療扶助費の減額によるものであります。

84ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費として2,607万6,000円、前年度比1,919万2,000円の増額であります。主に節19負担金補助及び交付金として下水道整備計画区域外等の世帯が浄化槽設置などを整備する費用の50%を補助する浄化槽設置整備事業補助金の創設によるものであります。

88ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として2億822万9,000円、前年度比5,943万4,000円の減額であります。主に節19負担金補助及び交付金として中・北空知廃棄物処理場の運用開始に伴う中空知衛生施設組合負担金の減額によるものであります。

同じく目3し尿処理費として8,322万3,000円、前年度比2,585万5,000円の増額であります。主に節19負担金補助及び交付金として、し尿処理施設の老朽化や下水道の普及に伴い、中空知5市5町と美唄市、月形町の構成によりし尿共同処理施設を整備し、平成27年から運用開始を予定しており、石狩川流域下水道負担金並びに汚泥等処理効果促進事業負担金を計上したことによるものであります。

102ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費として2,971万8,000円、前年度比1,010万8,000円の増額であります。主に節15工事請負費として森林環境保全整備工事費の増額によるものであります。

104ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費として7,175万7,000円、前年度比1,855万7,000円の増額であります。主に節19負担金補助及び交付金として企業振興促進事業補助金の対象企業が見込まれ、予算を計上したことによるものであります。また、前年度に引き続き赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金、産業振興人財育成事業交付金、スーパープレミアムつき商品券発行助成補助金を計上しております。

同じく目3エルム高原施設費、節17公有財産購入費として1,050万円の計上であります。流政之氏の彫刻作品を購入するものであります。

108ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金、あんしん住宅助成金として1,000万円を計上しておりますが、平成25年度から平成27年度までの3年間延長することとし、助成限度額に達するまでの複数回利用できるような要件を緩和してまいります。

110ページをお願いいたします。同じく項2道路橋りょう費、目2道路維持費として6,873万5,000円、前年度比1,994万円の増額であります。主に節15工事請負費として百戸本通落石防護柵設置工事費の計上によるものであります。

112ページをお願いいたします。同じく目3除雪対策費として1億9,152万2,000円、前年度比4,212万6,000円の増額であります。主に節18備品購入費として雪寒機械購入費を計上したことによるものであります。

同じく目4道路新設改良費、節15工事請負費として5,300万円の計上であります。桜木山手通改良舗装並びに青葉通排水整備工事を継続するほか、曙南4号通、昭和5丁目仲通の改良舗装、翠光1条通、文京学園通の調査設計を実施してまいります。

114ページをお願いいたします。同じく目5橋りょう維持費、節13委託料として1,050万円の計上であります。橋梁長寿命化計画に基づき、平成26年度から維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進するため、市内44橋のうち住吉橋、富士の川橋、野口橋、内左の沢1号橋の4橋の調査設計を実施してまいります。

118ページをお願いいたします。同じく項4都市計画費、目1都市計画総務費として1,582万3,000円、前年度比1,566万6,000円の増額であります。主に節13委託料として庁内LANのネットワークのもとで航空写真に基づく地図データをベースとして各種情報を入力し、庁内全体で横断的に共有するため、統合型GISシステム構築業務委託料を計上したことによるものであります。

同じく目2公園費、節15工事請負費として3,840

万円ではありますが、公園施設長寿命化計画に基づき、出雲公園、茂尻本町公園、赤平公園、平岸公園の4公園を改修するものであります。

122ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費として1億6,336万2,000円、前年度比9,121万円の減額ではありますが、茂尻第一団地3号棟建設事業を平成24年度補正予算の対応としたことによるものであります。また、節15工事請負費として1億1,932万1,000円ではありますが、主に公的住宅改善工事として宮下東団地の外壁、日の出団地の屋上防水並びに外壁、新光東団地の屋根の補修工事、改良住宅新築工事として福栄団地9号棟1棟8戸の建てかえに向けて、本町団地6号アパート1棟32戸の除却を行うものであります。

126ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費として4,934万4,000円、前年度比3,070万3,000円の減額ではありますが、前年度に文京分団詰所新築工事があったためであります。また、節13委託料として4,827万2,000円ではありますが、消防救急デジタル無線整備並びに消防本部総合庁舎の実施設設計等を計上し、本経費に対し元氣臨時交付金3,557万8,000円の充当を予定しております。

132ページをお願いいたします。款10教育費、項2幼稚園費、目1幼稚園費、節18備品購入費として100万円ではありますが、保育所と同様に遊具等の購入による環境改善を図るため、3年間の重点的予算を計上しております。

134ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費として8,808万3,000円、前年度比966万円の増額ではありますが、主に節7賃金として複式学級解消に向けた臨時教員の増員によるものであります。また、節15工事請負費の1,120万6,000円ではありますが、各学校施設整備工事として茂尻小学校プール除却工事費であります。

138ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目2教育振興費として2,100万5,000円、前年度比303万7,000円の増額ではありますが、主に節18備品購入費として柔道授業用の畳を更新するものであ

ります。

142ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費、節15工事請負費として204円ではありますが、旧郷土館除却工事費を計上するものであります。

144ページをお願いいたします。同じく目4東公民館費として3,192万1,000円、前年度比2,439万円の増額ではありますが、主に節15工事請負費の施設整備工事として外壁、床、壁内装の改修並びに温風暖房機の更新等によるもので、本経費に関して元氣臨時交付金2,509万7,000円を充当する予定であります。

150ページをお願いいたします。同じく目2総合体育館費として5,430万1,000円、前年度比2,484万2,000円の増額ではありますが、主に節15工事請負費の施設整備工事としてアリーナフロアの張りかえ、外灯のLED化の工事費の計上によるもので、本経費に関しても元氣臨時交付金2,559万8,000円を充当する予定であります。

152ページをお願いいたします。同じく目3虹ヶ丘球場費として349万9,000円、前年度比295万2,000円の増額ではありますが、主に節15工事請負費の施設整備工事としてバックネット改修並びにフェンスラバー取りかえを行うためであります。

154ページをお願いいたします。同じく目5パークゴルフ場費として669万円、前年度比217万円の増額ではありますが、主に節15工事請負費として芝改修工事を行うためであります。

156ページをお願いいたします。同じく項7学校給食費、目1学校給食センター費として4,736万9,000円、前年度比791万1,000円の増額ではありますが、主に節15工事請負費の施設整備工事として屋外タンク設置、研修室改修を行うもので、本経費に関して元氣臨時交付金849万7,000円を充当する予定であります。

158ページをお願いいたします。款11公債費として8億9,269万5,000円、前年度比630万6,000円の増額ではありますが、主に地方交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債の増加や元利均等償還による元

金の割合の増加等により元金が増加となり、一方では利子が減額となっております。

162ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金として2億7,663万7,000円、前年度比7,407万9,000円の減額であります。主に療養給付費等の減額や前期高齢者交付金の増額によるものであります。

164ページをお願いいたします。款13職員給与費として13億4,516万6,000円、前年度比8,614万5,000円の増額であります。主に本年1月より一般職員給料の削減率が11%から3%に縮減したことによるものであります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、179ページをお願いいたします。議案第177号平成25年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,125万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。187ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として1億9,484万5,000円、前年度比2,307万6,000円の減額であります。主に医療給付費分現年

課税分として人口減少や後期高齢者医療への移行等に伴い被保険者が減少していることによるものであります。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金として2億9,640万9,000円、前年度比6,304万7,000円の減額であります。主に療養給付費等の減額によるものであります。

189ページをお願いいたします。同じく項2国庫補助金、目1財政調整交付金として1億4,039万4,000円、前年度比4,568万8,000円の減額であります。主に前期高齢者交付金の増額によるものであります。

款4前期高齢者交付金として5億5,421万2,000円、前年度比1億3,461万円の増額であります。本年度の概算見込み額から平成23年度分の精算による返還分を差し引き、計上するものであります。

款7繰入金、項1他会計繰入金、191ページの目1一般会計繰入金として2億7,663万7,000円、前年度比7,407万9,000円の減額であります。療養給付費等の減額や前期高齢者交付金の増額によるものであります。

203ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費として11億2,675万1,000円、前年度比5,234万円の減額であります。被保険者の減少や1人当たり療養費の減額によるものであります。

205ページをお願いいたします。同じく項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費として1億4,876万9,000円、前年度比1,584万1,000円の減額であります。被保険者の減少や1人当たりの高額療養費の減額によるものであります。

221ページをお願いいたします。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目3保険財政共同安定化事業拠出金として1億8,380万3,000円、前年度比3,592万3,000円の減額であります。主に被保険者数の減少によるものであります。

231ページをお願いいたします。款11職員給与費として5,669万円、前年度比435万5,000円の増額で

ありますが、主に一般職員給与の削減率の縮減によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、241ページをお願いいたします。議案第178号平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,868万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。247ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1後期高齢者医療保険料として1億8,293万円、前年度比768万1,000円の増額であります。被保険者数の増加によるものであります。

次に、253ページをお願いいたします。歳出であります。款2後期高齢者医療広域連合納付金として2億3,781万3,000円、前年度比577万2,000円の増額であります。主に被保険者数の増加に伴う事務費並びに保険料負担割合分の増額によるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、265ページをお願いいたします。議案第179号平成25年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。271ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として1,000円、前年度と同額であります。引き続き福栄団地、翠光団地、美園の6区画の宅地分譲を行うため、科目存置として計上するものであります。

次に、273ページをお願いいたします。歳出であります。款1宅地造成費、項1造成総務費、目1造成管理費として7万円、前年度と同額であります。宅地分譲地の状況に応じて環境整備を行うものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、278ページをお願いいたします。議案第180号平成25年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,248万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

281ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

282ページをお願いいたします。第3表、地方債

であります。下水道整備事業であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。286ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料として1億8,038万5,000円、前年度比8万1,000円の増額であります。世帯数は減少傾向にありますが、一方では下水道の供用開始による水洗化世帯の増加もあり、使用料はほぼ横ばいの状況であります。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金として2億4,653万円、前年度比1,230万4,000円の増額であります。主に歳入の資本費平準化債の減額や歳出の公共下水道事業費、維持管理費の増額によるものであります。

次に、290ページをお願いいたします。歳出であります。款1 下水道事業費、項1 下水道事業費、目2 公共下水道事業費として7,455万7,000円、前年度比593万4,000円の増額であります。主に節15 工事請負費として公共下水道管渠新設工事の増額によるもので、本年度は本町第5 処理分区の汚水工事並びに青葉川排水区第14排水区の雨水工事を行ってまいります。

292ページをお願いいたします。同じく目4 公共下水道維持管理費として5,578万8,000円、前年度比923万3,000円の増額であります。主に節18 備品購入費として水中汚水ポンプの更新によるものであります。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、310ページをお願いいたします。議案第181号平成25年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ433万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。316ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 霊園使用料として222万3,000円、前年度比53万1,000円の減額であります。実績に基づき新規使用者の減少を見込むものであります。

次に、318ページをお願いいたします。歳出であります。款1 霊園費、項1 霊園総務費、目1 一般管理費として383万6,000円、前年度比108万8,000円の減額であります。主に管理委託料として行っていた樹木剪定業務の減少によるものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、323ページをお願いいたします。議案第182号平成25年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,531万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。329ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金として4,531万7,000円であります。公債費相当額を計上するものであります。

次に、331ページをお願いいたします。歳出であります。款1 公債費として4,531万9,000円あります。過去の公共用地先行取得時の元利償還額であります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、335ページをお願いいたします。議案第183号平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億961万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

341ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目2施設介護サービス費収入として1億3,195万9,000円、前年度比242万円の減額であります。要介護度別単価の引き下げによるものであります。

343ページをお願いいたします。款3繰入金、項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として2,550万3,000円、前年度比1,925万7,000円の増額であります。愛真ホーム施設管理費の増額によるものであります。

次に、345ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として1億6,422万8,000円、前年度比1,564万3,000円の増額であります。主に節15工事請負費の施設整備工事として2階フロアの全面張りかえ並びに居室の塗装工事を計上し、節18備品購入費として介護報酬システム改修に伴う機器等の購入費を計上したことによるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、365ページをお願いいたします。議案第184号平成25年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,289万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分

ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

371ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料として2億2,620万9,000円、前年度比937万1,000円の増額であります。主に被保険者数の増加によるものであります。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として2億2,798万5,000円、前年度比1,532万4,000円の増額、款3道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金として2億1,300万8,000円、前年度比1,450万6,000円の増額、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金として3億9,350万円、前年度比2,661万6,000円の増額であります。全て保険給付費の増額によるものであります。

373ページをお願いいたします。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として3,250万4,000円、前年度比2,191万2,000円の増額であります。保険給付費総額に対する財源不足額の増加によって繰入金が増額となるものであります。

次に、381ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費として6億9,000万円、前年度比7,500万円の増額であります。市内介護老人福祉施設の30床増床による給付費の増額を見込むものであります。

383ページをお願いいたします。同じく項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費

として4,820万円、前年度比900万円の増額であります。主に訪問介護、通所介護等に関する負担金の増額によるものであります。

395ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費として1,682万2,000円、前年度比782万7,000円の増額であります。主に育児休暇の一般職員の復職による人件費の増額によるものであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第185号平成25年度赤平市水道事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成25年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数5,359戸、年間総配水量174万立方メートル、1日平均配水量4,767立方メートルであります。主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億1,428万8,000円であります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は3億875万6,000円であります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額9,050万2,000円は、減債積立金90万円、過年度分損益勘定留保資金8,960万2,000円で補填するものであります。収入であります。第1款資本的収入は9,525万9,000円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は1億8,576万1,000円であります。

第5条、企業債の建設改良の限度額を6,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきまして

は記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として4,506万3,000円であります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,982万7,000円であります。

第8条、棚卸資産の購入限度額は1,040万3,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成25年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入として、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億8,660万円を計上しております。

4ページをお願いいたします。支出として、款1水道事業費用、項1営業費用は2億7,152万4,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入として、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債であります。6,000万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。支出として、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として7,550万円であります。昨年引き続き市街地配水管布設がえ工事ほか4工事等を行うものであります。

9ページから13ページまでの資金計画と給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。平成25年度予定貸借対照表であります。15ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は693万8,000円を見込むものであります。

以上で水道事業会計の予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第186号平成25年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成25年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万1,610人、1日平均114人、外来患者延べ数を8万1,852人、1日平均334人を見込んでおります。主な建設改良事業については、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては第1款病院事業収益として22億9,579万円とし、支出につきましては第1款病院事業費用として21億9,250万2,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,206万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,249万円、当年度分損益勘定留保資金1,957万2,000円で補填するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。収入につきましては第1款資本的収入として2億3,663万7,000円、支出につきましては第1款資本的支出として4億4,869万9,000円といたします。

第5条、企業債の医療機器等整備事業の限度額を5,970万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額は、20億円と定めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として13億6,272万4,000円、交際費として40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、研修医の件費を含む医師確保対策に要する経費など1億1,784万5,000円といたします。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、2億5,433万2,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成25年度予算実施計画について申し上げます。収益的収入及

び支出であります。収益的収入につきましては款1病院事業収益、項1医業収益として18億2,474万円ですが、主に外来収益が減額となっております。入院収益の増額によって前年度比6,342万7,000円の増額となっております。

同じく項2医業外収益として2億7,222万6,000円ですが、主に小児医療に要する経費として特別交付税算入額の減少により一般会計負担金が減額となり、前年度比1,329万1,000円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。収益的支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用として21億435万6,000円ですが、主に看護職員数の増、給料削減率の縮減並びに3年に1度の退職手当事前納付金精算金の計上により、前年度比1億7,459万7,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。同じく目3経費として、本年度より医師確保対策費用を本科目に計上しておりますが、給食業務等の委託料などの減額に伴い、前年度比1,108万5,000円の減額となっております。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。資本的収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として5,970万円ですが、医療機器等整備事業債を計上するものであります。

9ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1病棟建替事業費として1,627万5,000円ですが、債務負担行為による入院病棟建替事業に関する基本設計委託料を計上しております。

同じく目2固定資産購入費として5,971万6,000円ですが、主に放射線科等の冷暖房機の更新、手術室の空調機整備並びに除雪車両のホイールローダーの更新などを行うものであります。

10ページは資金計画、11ページから18ページは給与費明細書並びに債務負担行為に関する調書ですが、説明を省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。平成25年度予定貸借対照表であります。20ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度純利益は1億328万8,000円を見込むものであります。

以上、議案第176号から186号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第37 報告第26号専決処分の報告について、日程第38 報告第27号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第26号及び第27号につきまして一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第26号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起に係る専決処分でございます。件数は1件で、訴えの趣旨でございますが、さきに市営住宅の家賃等127万5,364円の滞納があり、平成21年10月から毎月3万円ずつ支払うことで平成21年10月23日に裁判上の和解をしておりましたが、平成23年1月以降支払わないことから、記載のとおり平成24年7月までの未払いとなつてございました市営住宅家賃102万4,200円につきまして、連帯保証人を相手方として、支払うよう平成24年8月に滝川簡易裁判所に対し支払督促の申し立てを行ったところ、相手方より仮執行宣言の異議申し立て期間において分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたことから

訴訟に移行したものでございまして、平成24年11月16日に専決処分したものでございます。

なお、平成24年11月16日に口頭弁論に出頭いたしました。当事者間に争いが無いとして平成24年11月30日に仮執行宣言付き支払督促を認可する、異議申し立て後の訴訟費用は相手方の負担とするとして判決を言い渡されたところでございます。

次に、報告第27号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解に係る専決処分でございます。件数は1件で、和解の趣旨でございますが、さきに市営住宅の家賃54万500円の滞納があり、平成23年12月から毎月2万3,000円ずつ支払うことで平成23年11月18日に裁判上の和解をしておりましたが、昨年12月に相手方がお亡くなりになりましたことから明け渡しとなること、同居者であり相続人である子より継続入居の申し出があり、相続人2人と連帯保証人の相手方3名との合意形成により、平成24年12月現在未払いとなつてございます51万2,400円につきまして平成25年2月から毎月末日に限り2万1,000円ずつ指定した口座に振り込む方法で支払うこと、またこの支払いを通算して3回分以上滞りましたら遅延損害金を賦課し、直ちに支払い契約を解除することができることとして平成25年1月25日に滝川簡易裁判所に対し和解について申し立て、平成25年2月15日に出席いたしました。当市の申し立てどおり裁判上の和解をするもので、平成25年2月15日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第26号及び第27号につきましてご説明申し上げます。よろしくご承承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第26号、第27号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第39 報告第28号平成24年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第28号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第40 調査第6号学校環境整備についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、太田委員長。

○総務文教常任委員長（太田常美君）〔登壇〕
調査報告を申し上げます。

調査第6号学校環境整備について。

1、調査の経過。平成25年2月13日、3月1日、委員会を招集し、審査をした。2月6日、岩見沢市立東光中学校及び深川市立一巳中学校を訪問し、学校環境に関する調査を行った。

2、調査の概要は省略させていただきます。

3、委員会の意見。平成16年度から10カ年計画での学校適正化配置計画により学校統廃合が進められてきたが、少子化が進んでいる影響により前倒しをしての新たな計画の中で、現在ある赤平中学校と赤平中央中学校の統合が平成28年度からの計画で進められている。計画では、2校のうち耐震化がされている赤平中学校を統合校舎として活用を考えているが、現況調査を実施したところ、校舎設備の老朽化、校舎内全体の薄暗さ、体育館、廊下、トイレなどの狭さ等々、現在の学校施設の状況が学習活動を行う上で適切なものであるか、また有効に活用できるか

疑問である。当委員会では市外中学校の調査を行ってきたが、生徒が学ぶ教育環境の場として大きな差があることを実感してきた。施設環境は教育活動や教育成果を向上させるために重要であり、生徒が安心して学習ができ、豊かな学校生活を送るためには学校施設を適切に改善すべきと考える。

当委員会としては、学校教育条件整備審議会の答申でも述べられているように、統合後1校となる学校がシンボリックな建物になること、学習活動や部活動などを充実させるためにも新築事業整備の実施を望んでいる。今後当市においては市立病院病棟建てかえ等各種事業の実施が予定され、財政的にも厳しい状況下ではあるが、赤平市の将来を担う子供たちが充実した学校生活を送れるように、統合に向け施設環境の整備に最大限の努力を望むところである。

以上、委員会の意見といたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、委員長報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす7日から12日までの6日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす7日から12日までの6日間休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 3時50分 散 会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)